

(第一類 第三号)

第一百六十二回国会
議院

法

務

委

員

会

議

錄

第十一
二
号

(二二六)

平成十七年四月十五日(金曜日)
午前九時三十三分開議

出席委員

委員長

塩崎

恭久君

理事

田村

憲久君

理事

三原

朝彦君

理事

津川

祥吾君

理事

山内

おさむ君

理事

井上

信治君

佐藤

勉君

柴山

昌彦君

園田

博之君

谷

公一君

松島

みどり君

森山

眞弓君

柳澤

伯夫君

加藤

公一君

佐々木

秀典君

辻

恵君

富田

茂之君

南野

知惠子君

同日

人権侵害救済法の早期制定を求める意見書(京都府綾部市議会)（第五六六四号）
人身売買禁止の早期法制化を求める意見書(大阪府議会)（第五六六五号）
「人身売買(取引)禁止法(仮称)」の制定を求める意見書(大阪府高槻市議会)（第五六六六号）
「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書(大阪府高槻市議会)（第五六六七号）
「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書(大阪府田尻町議会)（第五六六八号）
「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書(兵庫県伊丹市議会)（第五六六九号）
「人権侵害の救済に関する法律」の早期実現を求める意見書(和歌山県橋本市議会)（第五六七〇号）
「人権侵害の救済に関する法律」の早期実現を求める意見書(和歌山県大塔村議会)（第五六七一号）
人権侵害救済法の早期制定を求める意見書(鳥取市議会)（第五六七二号）
人権侵害救済法の早期制定を求める意見書(鳥取県大栄町議会)（第五六七三号）
人権侵害救済法の早期制定を求める意見書(鳥取県日吉津村議会)（第五六七四号）
人権侵害救済法の早期制定を求める意見書(鳥取県江府町議会)（第五六七五号）
人権侵害救済法の早期制定を求める意見書(島根県日野町議会)（第五六七六号）
「人権侵害の救済に関する法律」の早期制度化を求める意見書(島根県八雲村議会)（第五六七七号）
「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書(島根県邑南町議会)（第五六七八号）
「人権擁護に関する法律」の早期制定を求める意見書(香川県議会)（第五六七九号）
人権侵害救済に関する法律の早期制定を求める意見書(高松市議会)（第五六八〇号）
人権侵害救済に関する法律の早期成立を求める意見書(高知県十和村議会)（第五六八一号）

「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書(埼玉県児玉町議会)（第五六八五号）
「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書(静岡県伊東市議会)（第五六八三号）
独立性が確保された「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書(埼玉県児玉町議会)（第五六八四号）
犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(東京都豊島区議会)（第五六八六号）
犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(熊本県議会)（第五六八七号）
犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(宮崎県議会)（第五六八八号）

○塙崎委員長 これより質疑に入ります。
○平沢委員 過去の監獄法の全面改正が衆議院を通過した際には、順次これを許しました。平沢勝栄君、おはようございます。自由民主党の皆さん、本当に疲れさせます。
○塙崎委員長 これまでに、順次これを許しました。この前の監獄法改正がたしか明治四十一年の法律を改正したわけですが、それでは、今度はいよいよ会社法の審議に入つたわけでございます。この前の監獄法改正がたしか明治四十一年の法律を改正したわけですが、それでは、今度はいよいよ会社法は、明治三十二年に入つたわけでございます。この前の監獄法改正がたしか明治四十一年の法律を改正したわけですが、それでは、今度はいよいよ会社法が昭和十三年といふことで、もちろんその間何回となく部分的な改正は行われてきましたけれども、随分古い法律を今まで日本という国は使つてきたものだなという感じがしないであります。
その間、社会、時代は大きく変わってきているわけですが、いまして、そうした中で、社会、時代の変化に対応することが極めて難しくなっています。そういう中で、今回、新しく商法の一部、それから有限会社等を抜本的に改正しまして、新しく会社法案というのをつくったわけですが、それでも、千条近くに上る大変な法律でございまして、見ただけではよくうんざりするような大変な法律でございます。関係者の御努力に心から敬意を表したいと思います。

この際、お諮りいたします。
両案審査のため、本日、政府参考人として金融庁総務企画局審議官振角秀行君、金融庁総務企画局参事官大藤俊行君、金融庁証券取引監視委員会事務局長尾和彦君、総務省情報通信政策局長堀江正弘君、法務省民事局長寺田逸郎君、財務省大臣官房審議官加藤治彦君、財務省大臣官房審議官佐々木豊成君、国税厅次長村上喜堂君、厚生労働省大臣官房審議官大槻啓吾君、経済産業省大臣官房審議官舟木隆君、経済産業省大臣官房審議官柴山信也君、中小企業庁事業環境部長鈴木正徳君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じます。御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○塙崎委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

の経営者で、株式を公開しても、依然として会社

というものは自分のものだというようなところが非常に強いんじゃないかなという感じがしないでもないわけです。

そもそも、日本の今の経営者の中にも、もちろん一部ですけれども、いろいろと問題があることなど間違いないわけでございまして、そういうことになつてきますと、MアンドAをかけられても、これは場合によつては仕方がないことじゃないかな。場合によつては、それが企業価値を高めるなら、会社、株主とか関係者にとつてもいいことじやないかなという気がしないでもないわけです。

大臣にお聞きしますけれども、今回いろいろと問題になつた、会社ですね。会社というのはだれのものなのか、そして企業価値とは何なのか、これは今度の会社法の中ではどう位置づけられているのか、その点について、ちょっと答弁をお願いしたいと思います。

○南野国務大臣 きょうから重要な法案の一つである会社法の審議が始まります。委員長初め、委員の皆様方の本当に真摯な御質疑をお願いして、スマートな審議ができるようと思つております。

今先生からのお尋ねは、会社はだれのものであるのか、また企業価値という問題についてどうかというお尋ねがございました。

株式会社は、純法的には、當利法人として、株主の出資によって成り立つてゐる。これによりますと、株主が利益を得る仕組みとなつていてる制度でございますので、第一義的には、株式会社はうふうに思つております。

もつとも、会社は、従業員とか取引を初めとする会社の利害関係者のためにも活動する社会的存在でありますので、我が国の経済活動の中核的な存在であるという側面もござります。そういう意味では、株式会社は、株主のみならず、債権者等の利害関係人のための法的な仕組みであると

いうことも考えております。

次に、企業価値についてのお尋ねでございますが、会社が第一義的に株主のものである以上、企

業価値を高め、全体として株主の利益を最大化す

ることが重要であり、会社を取り巻く環境にも十分配慮した上で、それに資する法整備を行つてまいりたいと存つております。

○平沢委員 そういうことだろうと思います。今まで、特に日本の企業の経営者には、会社とい

うのはステークホルダーのものという視点がかなり欠けていたんじゃないかな、その辺はこれからしっかりと考えていかなければならんじやないかな

かなと思います。

そこで、次に、今回のライブドアの問題についてお聞きしたいと思うんです。

ライブドアは、ニッポン放送の株式を市場内の立ち会い外というか時間外取引で大量に購入し

て、持ち株比率が三分の一を超えたことになつた

わけでございますけれども、そもそも市場内の立

ち会い外取引というのは、いわば市場の中で機関

投資家たちが持ち合いの解消等に使うというのが想定されていたわけで、企業の乗っ取りというか

経営権の支配ということは想定されていなかつた

んじゃないかなと思います。

報道によりますと、東証は、これまで経営権取得を目的に立ち会い外取引を使えるかどうかといふのは相談が何度もあつた、それに対して、投

資家に公平な売却機会を与えるT.O.B制度の趣旨

でやるべきというようなことが報じられているわ

けでござりますけれども、そうだとすると、今回

のライブドアの大量買い付けは、証取法上は、い

ろいろ意見が分かれますけれども、違法だといふ意見もありますし、違法じゃなくても法の趣旨を

著しく逸脱したという考え方もありますし、そも

そも、東証のいわばいろいろな指導というんですか暗黙のルールというんですか、これを逸脱し

た、こういう見方もありますけれども、これにつ

いて、金融庁ですか、証取等監視委員会ですか、どちらでもいいですけれども、これをどう見て

るか、ちょっと教えていただけますか。

○振角政府参考人 お答えさせていただきたいと

思います。

先生御指摘のように、ライブドアがニッポン放

送株を取得した時間外取引、立ち会い外取引につ

いては、いろいろな議論がありまして、また裁判

所でもいろいろな見解が表明されたところだとい

うふうに承知しているところでございます。

我々としては、立ち会い外取引というの

は、あくまでも、この場合は東証でございますけ

れども、取引所における取引ということでござ

いまして、今の現行法上では取引所外でやるときには公開買付をやれという一応法律のたてつけになつておりますので、現行法上でございます

と、基本的に公開買付の規制の対象とはな

らないというふうに考えておるところでございま

す。

○平沢委員 T.O.B規制の対象外だということな

んですけど、それは確かに外見上はそうだと

思つんです。それで、裁判所も、書類審査でしょ

うから、当然そなうだろうと思うんです。

しかしもし、ライブドア側があらかじめ相手

方と示し合わせたというか談合でこれを買つてい

た場合にはどうなるんですか。そこは全然事情が

違つてくるんじやないかと思うんです。ですか

ら、それについてちょっとお答えください。

○振角政府参考人 お答えさせていただきたいと

思います。

示し合わせ、談合があつたのかどうかということについて調べるのがSECの役割じゃないかなと思いますけれども、こうしたことをSECはやつたのかどうか、これについて、ちょっとお答えで

きますか。

○長尾政府参考人 今回の立ち会い外取引をめぐ

りまして、今先生御指摘のようないろいろな議論

があるということは私ども承知しております。

ただ、御案内とのおり、私ども監視委員会とい

ましては、個別事案の調査の実施の有無とい

うのは、大変恐縮ですけれども、従来よりお答え

することは差し控えさせていただいております。

これは我々の活動を円滑に進めるためのものであ

ることを御理解いただきたいと思います。

なお、一般論になりますけれども、私ども監視

委員会は、やはり証券取引に関するさまざまな資

料、情報というのを収集しております。そうし

た中で、仮に法令違反に該当する事実があると疑

われる場合には、必要に応じて調査を行うこと

はしております。

○平沢委員 それは答えられないんでしょうか

ども、しかし、調査をしなかつたらおかしいし、

だれが常識的に考えても何らかの談合的な話し合

いが事前に行われていたんじゃないかなと思うわ

けで、そこにきちんととした調査がなされていな

かつたら、これはSECとしてレゾンデートルが

問われるんじゃないかなという感じがしないでも

ありません。この場では答えられないでしようけれども、これはきちんと調べる必要があるんじゃないかなと私は思います。

それはともかくとして、今回のライブドアの問題でいろいろな法律的な不備も明らかになつたわけございまして、もちろんこの会社法の中でも、合併等の対価の柔軟化の一年凍結等がありました。

きょうは総務省にも来てもらっていますけれども、外資規制、今までの電波法で二〇%のルールがありましたね。その二〇%ルールが、今回、間接規制という形で、いわば法の盲点を突かれたよ

うな形になつたわけでございまして、恐らく総務省は電波法の改正を慌てて検討していると思うんですけれども、諸外国では、そもそも間接規制を当然想定した形でいわば規制がなされていなかったわけですね。日本は、今までこうした間接規制というのではなく、それこそ想定外だったわけですね。なぜ日本では、諸外国で当然盛り込まれていたこうした間接規制が想定外であったのか、それにについてちょっとお答えいただけますか。

〔委員長退席 吉野委員長代理着席〕

○堀江政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま御指摘ございましたように、現行の法制においては、放送局に関する外資規制におきましては直接出資の規制があるのみでございま

す。

なぜそなつているのか、間接規制がなぜ入っていないのかという御質問でございますが、電波法あるいは放送法等は、昭和二十年代あるいは三十年代に設けられた法制、三十三年に外資規制も厳格化されたわけですけれども、その当時における出資割合は一%台ということで、極めて低かつたわけでございます。そこで、外国人が日本法人を通じて間接的に我が国の放送事業者に対して大きな影響力を行使するというような状況までは想定されていなかつたということと、その後もこのようない傾向が続いたということと、間接規制は入れられていなかつたということと考えておりま

す。

M アンド A がいろいろ言われていますけれども、M アンド A 自体が決して悪いわけではないわけございまして、M アンド A の中に友好的なとの敵対的なとあって、敵対的というと何か全部悪いように言われますけれども、敵対的といつたって、別に、悪い敵対的もあるでしようけれども、よい敵対的だつてあるわけでございます。

○平沢委員 そういうことなんでしょうけれども、最近急速に外資がふえているわけで、これらまた聞きたいと思うんですねけれども、小泉総理も、外資、どんどん入つてくれということを言つてゐるわけなので、だとすれば、当然これは想定されたことではないかなという感じがします。

ですから、これは総務省でも法務省でも金融庁でもいいんですけども、今回、ライブドアとい

う企業の問題でいろいろといわば法律の不備がない、そして自分の子供だけをまた次の社長に据えるなんというような企業だつてあるわけですか

で、こういう形でいろいろな法改正が慌てて行われる、ある意味では、表現悪く言えば泥縄式に行われる、日本という国は何をやつているんだろうというような印象をどうも与えてしまふんじゃないかなという心配もしないでないんすけれども、これについては、総務省でも法務省でも金融庁でもいいんですけれども、どなたか答えていただけですか。では、総務省。

○堀江政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のよう、近年の激しい外國法人等による対内投資の増加、それからまた株式の保有のあり方、あるいは出資の方式等、さまざまな形態が進んで、急激に変化が起つてゐるわけでござります。そうしますと、外国人による間接出資についても検討する必要があるんぢやないかということでございまして、私どもも、現在、このような状況の変化に早急に対応すべく検討作業を進めているところでございます。

○平沢委員 ほかのところにも聞きたいんですけども、時間の関係で次に移らせていただきま

す。

○舟木政府参考人 お答え申し上げます。

日本におきます M アンド A の推移でございますが、これは民間会社の調査でございますが、これによりますと、九〇年代に入りました後、バブルの崩壊を受けて若干減少しましたが、年間五百件程度で推移しております。ところが、九〇年代後半以降、急速に増加をしておりまして、二〇〇四年には二千件を大幅に超えるまでになつてゐるところでございます。

このように M アンド A が急増している理由としては、持ち株会社の解禁でありますとか、会社法制度の改革、企業再編制度等々、友好的な M アンド A を促進するための大きな制度改革がございまして、大型の産業再編が進展したことがございまして、大企業の問題でいろいろといわば法律の不備がない、そして自分の子供だけをまた次の社長に据えるなんというような企業だつてあるわけですか

株価は全然上がりません、企業の利益も上がらない、そして自分の子供だけをまた次の社長に据えるなんというような企業だつてあるわけですか

ですから、そうだとすれば、場合によっては、敵対的買収の敵といふのは、恐らく現経営陣に

とつてみれば相手は敵でしようけれども、株主に

とつては全然敵にはならないんぢやないかなといふ感じがするんです。

そもそも、小泉総理は、二〇〇一年でしたか、

末に、五年間で外資の導入を倍にする、対日直接投資残高を倍増するということを言つてゐるわけ

でございまして、そうだとすれば、これからどん

どなういうことはふえてくる。そういう中で、

当然のことながら敵対的買収もふえる。その中

で、日本の経営陣の中でのほほんとしているところは、場合によつては敵対的買収をかけられる。

これが、場合によつてはいいことだつてあるん

ぢやないかなという気がします。

そもそも、小泉総理が二〇〇一年に言つてか

ら、この M アンド A というのはどのくらいふえ

て、それからその中で敵対的買収などのくらゐふえて、それから直接投資残高はどのくらいふえたか、これについてはどこかわかりますか。

○平沢委員 そういう形で、小泉総理が、外資を積極的に導入する、バイ・ジャパンというようなことを外国で宣伝してゐるようですが、それが二〇〇四年には二割を超えておりまして、大幅に上昇しているところでございます。

○舟木政府参考人 お答え申し上げます。

日本におきます M アンド A の推移でございます

が、これは民間会社の調査でございますが、これ

によりますと、九〇年代に入りました後、バブルの崩壊を受けて若干減少しましたが、年間五百件程

度で推移しております。ところが、九〇年代後

半以降、急速に増加をしておりまして、二〇〇四年には二千件を大幅に超えるまでになつてゐるところでございます。

このように M アンド A が急増している理由とし

ては、持ち株会社の解禁でありますとか、会

社法制度の改革、企業再編制度等々、友好的な M アンド A を促進するための大きな制度改革が

ございまして、大型の産業再編が進展したことが

ございまして、大企業の問題でいろいろといわば法律の不備がない、そして自分の子供だけをまた次の社長に据えるなんというふうに考へてゐるところでござ

ります。

なお、我が国におきます M アンド A のほとんどは友好的なものでござりますが、最近に至りましたて若干敵対的な買収も増加する兆しが見られています。

かなどというふうに考えております。世界的に見

ますと、世界の M アンド A の大体一割から二割は敵対的なものではないかという推計もあるところ

でございます。

以上であります。(平沢委員「持ち株比率」と呼

びます)日本企業におきます外国人の持ち株比率でござりますが、十年前は一割弱でございました。こ

れが二〇〇四年には二割を超えておりまして、大

幅に上昇しているところでございます。

○平沢委員 そういう形で、小泉総理が、外資を積極的に導入する、バイ・ジャパンというようなことを外国で宣伝してゐるようですが、それが二〇〇四年には二割を超えておりまして、大幅に上昇しているところでございます。

○舟木政府参考人 お答え申し上げます。

日本におきます M アンド A の推移でございま

すが、これは民間会社の調査でござりますが、これ

によりますと、九〇年代に入りました後、バブルの崩壊を受けて若干減少しましたが、年間五百件程

度で推移しております。ところが、九〇年代後

半以降、急速に増加をしておりまして、二〇〇四年には二千件を大幅に超えるまでになつてゐるところでございます。

このように M アンド A が急増している理由とし

ては、持ち株会社の解禁でありますとか、会

社法制度の改革、企業再編制度等々、友好的な M アンド A を促進するための大きな制度改革が

ございまして、大型の産業再編が進展したことが

ございまして、大企業の問題でいろいろといわば法律の不備がない、そして自分の子供だけをまた次の社長に据えるなんといふふうに考へてゐるところでござ

な手段があるかという問題ですから、基本的には敵対的買収そのものと直接的なつながりはないというふうには理解しております。ただ、いろいろな問題がございまして、企業の方に不安感があり、かつ、現在のいわゆる敵対的買収に対する対抗策が商法中に必ずしも十分ないのではないかとの御意見が強くなつてきました。

そこで、今回の商法の改正、会社法の制定によりまして、基本的に敵対的買収に対する対抗策を組みやすくするような仕組みが数多くございますので、そういう点で、先に、あらかじめそういう対抗策を株主総会で定款変更等をすることによって用意する、そういう機会を与える、これが一年間の猶予、あるいは施行を延期した理由だということを私どもの方でも御説明申し上げました。

したがいまして、私どもの承知している範囲では、アメリカの経済界を含めまして、冷静に受けとめていただいたというふうに理解をいたしています。ただ、アメリカの経済界の一部には、失望したというような報道があつたことも承知はいたしております。

○平沢委員 では、経産省にお聞きしたいんですけれども、経産省は昨年の九月に企業価値研究会を開きまして、これを立ち上げたときに、これは現行法の枠内での企業のいわば防衛策の指針づくりを始めるということなので、いろいろと特に外国の機関投資家等からかなりの批判があつたというふうにお聞きしているんです。

そういう中で、経産省は、これは三月ですか、論点の骨子を開示していますね。この論点骨子を公開して、そしてあわせて、今の民事局長のお話にありましたように、合併等の対価の柔軟化が一年延期された、こういったことについて、経産省では外国の反応をどう理解しているのか、それをちょっとお聞かせいただけますか。

○舟木政府参考人 私ども経産省で、昨年の九月から企業価値研究会を開始しております。その際に、内外の機関投資家の方とも意見交換をいたしました。その

際に、確かに防衛策に対する懸念が表明されたところでございます。その懸念と申しますのは、防衛策をうまく設計すれば企業価値の向上というところにつながるんだけれども、その設計次第によっては、すぐれた買収提案が排除されて、結果的に経営者の保身につながるのではないかといったようなものでございました。

企業価値研究会では、こうした意見を踏まえまして、そうしたことにならないように、企業価値の向上、それからグローバルスタンダード、内外無差別、選択肢の拡大という四つの大原則のもとに検討を進めましたところでございます。

先生おっしゃいました論点骨子の公開を先月行つたところでございますが、さらに、これを踏まえまして、法務省と共にこの五月にも合理的な防衛策のガイドラインをつくりたいというふうに考えておりまして、ガイドライン策定の際にもこうした内外の機関投資家等々の御意見を十分踏まえながら検討を行つてまいりたいというふうに考えております。

それから、最後のお尋ねの合併対価の柔軟化の一周年、三角合併に関するもの、これに関しましては、私どもは法務省ともよく調整をさせていただきまして、先ほど民事局長からお答えがあつたとおり、私どもも考えているところでございました。

○平沢委員 それで、経産省にお聞きしたいんですけれども、三月に論点骨子を公開して、敵対的買収への防衛策のガイドラインをこれから恐らくつくられるんだろうと思いますけれども、日本の経営者は、このガイドラインを恐らく見守つて、それから、ことしの六月から来年の六月からは別にして、株主総会での防衛策、敵対的買収からの防衛策の検討に入るんだろうと思思いますけれども、このガイドラインはいつごろ出される予定なのか、そして、これはどの程度の細目について規定を設けられる予定なのか、今答えられる範囲でお答えいただけますか。

○舟木政府参考人 ガイドラインでございます

が、できれば五月中にでも制定をしたいと思っておりますが、今後、法務省とともに相談をしていきたいと思っております。また、関係の方々にもいろいろ意見を聞きながらつくりたいと思います。

そういう中で、本当に経営者として失格な経営陣を守ることに使われないかどうか、その辺のお

それはないかどうか、それをちょっとお聞かせいたいと思います。

それで、このガイドラインはどこで細かいものをつくるのかというお尋ねでございますが、企業価値研究会で論点公開を行つてあるのをつくるのかというお尋ねでございます。

そこで、「ございますので、これを基礎にしているところでございます。したがいまして、詳細なところはむしろこの論点公開の方に譲りまして、ガイドラインとしましては非常に大枠のところをきちつと固めることができればというふうに考えております。

○平沢委員 時間が来ましたから最後の質問にさえていただきますが、法務省にお聞きしたいんですけれども、今回、いわば敵対的買収からのいろいろな防衛策が盛り込まれてゐるわけですから、それから、アメリカでは今、過度な買収防衛に対する反省といいますか、反動が起つてゐるわけです。ですから、今回の法案でもボイズンビルが強化されていますけれども、逆に、アメリカではボイズンビルについても解毒するような方向で今動いているわけでございます。防衛策を講じることによって、今もありましたけれども、要するに余り経営者としてふさわしくない経営者を守る、いわば現経営陣を守るために法律になつてしまふおそれはないのか。

要するに、あくまでも会社法というのは、経営者を守るためのものじゃなくて、ステークホルダー全体、株主も含めたステークホルダー全体を守るためにものであるにもかかわらず、何度も言つておられるなんですが、なぜか、それがなかなか難しいものですから、経済産業省の方ともこのガイドラインというものを設けていられるわけでございますので、私どもも十分にその点については御協力をさせていただいて、この点について過ちなきよう期したいというふうに考えております。

○平沢委員 では、時間が来ましたので終わります。ありがとうございました。

○吉野委員長代理 次に、松島みどり君。

○松島委員 今回の商法改正は、この数年間にわたるたびたびの改正の総仕上げであり、現代に適したものにする、さらに会社法を独立させるという意味で、大変な作業の結果、全体としては評価できるものだと私は考えております。

その中で一つだけ、現代語にする、現代化する

といいながら、どうもおかしいなと私が思うことがあります。そして、これは素朴に大臣伺いたいと思つております。使用人という言葉でございま思つております。

まず、大臣は看護師さんとか助産師さんをされて、そしてまたその分野について教える仕事をされて、会社勤めの御経験があるかどうかということと、御経験がもしあるとしたら、その中で、使用者であると自分で思つていらつしやつたことがあるかどうか。

それから、会社勤めをされたことがないとしたら、一般に、例えば大手町でも丸の内でも品川、新宿でもいいですけれども、朝も会社員がどつと駅から会社に向かつておりますけれども、あつ、使用者人が歩いている、そんなように思われるかどうか、その言葉の受けとめ方をお聞かせいただきたいと思います。

〔吉野委員長代理退席、平沢委員長代理着席〕

○南野國務大臣 先生の言葉の問題でございますけれども、使用者人という言葉と、それから今この法案の中で使われている使用者とか社員、それはもう既に定着している言葉であろうかなというふうにも一つ感じられておりますし、概念が定着している。そして、それを今度は変えて使うと、逆にこの法律の中での混乱が見られるのではないかなどいう二つの観点はございますが、使用者人といいますと、この中にはただ、普通の役員もその中に含まれている、さらにまた役員になる取締役も使用者人という枠組みの中で使われている、また社長の代理人といつても、社長から見る使用者人という枠の中に入っているというふうなことでもございます。

そういう意味で、従業員となると、役職がない人を一般に呼ばれているというようなこともあります。うかなというふうに思いますので、先生のお話について、使用者人と従業員こうなるんじやないかなという感覚もありだと思いますが、そのように思つております。

○松島委員 私は、大臣が法律のプロでないことは全く構わないことである、プロでないことのよさを生かしていただきたいとかねて思つております。そして、今の答弁には甚だ不満でございます。

使用者人という言葉が世の中に定着していると私は、普通、千人に聞いて九百九十八人か九人は思はないんじゃないだろうか。私自身は、この世界に入るまで十五年弱、朝日新聞の社員、職種は記者という仕事でしたが社員をやっておりました。が、自分で余り使用者人と思つたことはございませんでしたし、もともと商法の中にでっかとか手代という言葉がずっと残つていて、それが前近代的な商法だということの象徴のように言つられてきたんですけれども、私の感覚としましては、でっち手代はなくなつたけれども、明治、大正期の言葉から、使用者人はせいぜい戦前、戦後直後ぐらいまでじやないかなと。とても平成の大改革にはふさわしくないのではないか。

言葉が定着しているというのは、私たびたび申し上げているんですが、法曹界、弁護士さんの間に定着しているだけであるということを言わせていただきたい。次の平成の早急なる大改革を求めて、この点についてだけは言わせていただけたいたいと思つています。

この後は、この法律の中での中小企業についての扱い。これは、私は、先ほど平沢委員からもお話をございましたが、株式を上場している大企業、大企業でなくとも株式を上場している会社と非公開の中小企業というものは全く性質が違うものだと思います。それをきつと今回の改正ではとらえていただいていると思つております。

この点について、私は、自分が直接聞いた話で非常に印象に残つている言葉が、二十年前に聞いたんですが、ある創業者、自分の会社をつくって、その企業を上場させた人が感想を言つています。ロイヤルホストというレストランのチェーンを全国につくつっている福岡のロイヤルという会社の江頭匡一さん、実を申しますと、おどとい、この質問をするに当たつてこの人の言葉を思い出

していましたら、ちょうどおどとい八十二歳で亡くなられて、私はきのうの通夜ときようの葬儀にこの委員会質問のために行けなかつたんですが、こういうことを言つていました。

自分は、食べ物屋といって一段さげすまれているような感覚があつた分野を外食産業に仕立てたい、そう思つて、それで上場を果たした。株式市場をするために一生懸命努力をして、書類も整えて提出した。やつたと思う気持ちと同時に、書類を提出してその部屋を出るときに物すごく寂しさが込み上げてきた。これまで自分の会社だと思つていたのがそうじやない、公の会社になつちゃう、寂しさを禁じ得なくて、よっぽど書類をもう一度取り戻してこようかと思つたぐらいな、そんなことがあつたんだよ、松島さん。こういうことを、二十年前、私がまだ二十八歳の新聞記者時代に聞いたことをよく覚えてるんです。つまり、上場企業と株式の非公開企業は明確に違うと。法律でこういう整備をしたというのは非常にいいなと思つております。

幾つか伺いたいと思います。質問するに当たりまして、商法というのは基本法でございまして、例えば会社をつくりやすくする、そしてつくった会社がいろいろな形態を、中小企業に合つた形態を選ぶことができるようになります。そして存続して日本の中小企業が生き生きできるようにするために商法をつくつた、器でございます。それに魂を入れてそれを後押しするかどうかというのは、単に法務省の仕事を離れて、いろいろな役所なり、もちろん政治の問題であります。それが親がつくつた、あるいはおじ業栄えて家業滅ぶ。親がつくつた、あるいはおじちゃんでもいいですけれども、つくれた会社を次の代にバトンタッチしようと思うときになかなかうまくいかない。そのネックが相続の仕組み

と相続税と両方あると思います。相続の仕組みの中で、民法の、だれでも同じように子供なら同一条件で均一に相続しなきやいけない、まず私、この仕組みがおかしいと思つておりますが、これはちょっとおきまして、今回の法律改正によつていいことがございました。

もちろん上場していない会社でけれども、株式の譲渡制限で、相続のときにも、定款に定めておいたとすると、だれには相続させていいけれども、だれには譲渡していいけれども、だれには譲渡しちゃいけないということを書き込めるようになった。どういうことが考えられるかといいますと、親と一緒に会社を經營している、例えば三人子供がいたとする。簡略にするために当該の社長の妻はもう亡くなつていて、三人子供がいて、長男が一緒に仕事をしている。これが後継ぎです。次男はサラリーマンになつちやつた。長女はどこか遠いところへ結婚してお嫁に行つた。仕事としては、長男が全部引き継がないと仕事をやつていません。しかし、平等に相続の原則があつたら、三分の一ずつ会社の株式を持ったとしたら、会社に直接かかわつていない二人の方が三分の二持つわけです。この人たちが、こんな東京の中で会社をやるよりは、会社なんか解散してしまつて、全部土地を売つて山分けしてくれた方がいいと言つたら、会社は消えちやいます。対抗の手段がない。それを、今回の譲渡制限の定款によりまして、残る二人の子供の分を召し上げるというか会社が買つちゃう。あげない、とにかく取り上げて買うということができる、これはいいことだと思います。

私が考えますのに、より有効にやろうと思つたら、親が遺言をつくつておいて、それでも遺留分があるから、そうすると、遺留分を考えていくと、次男と長女の分は三分の一ずつなので買ひ上げるのは減らすことができるわけですから、それでもどつちにしても買い上げることになる。このときにどういう価格で買い上げるか。その前に相続税が発生しているわけです。

書類を作成することにより、株式会社の計算書類の適正さを確保するための制度として創設されたわけでございます。

したがいまして、そういう制度の趣旨にかんがみますと、今お話しの、税理士さんが計算書類を作偽つて作成するなど不正な行為を行つた場合には、それが税理士の信用または品位を害するような行為と認められるときには、いわゆる信用失謫は、やはり懲戒処分の対象になると考えられます。

○鈴木政府参考人 ただいま先生から御指摘いただきました会計参与制度の中小企業への影響でございますけれども、私ども、大変大きいメリットがあると考えております。

今委員から御指摘のとおり、責任が重いこの会計参与制度が、中小企業の計算書類をつくることによりまして、その透明性の確保ができると考えております。これによりまして、例えば、会計参与制度を中小企業が採用した場合には、物的担保に過度に依存しないような融資を金融機関から受けやすくなるとか、また、新規の取引先の信用を

けということになつております。
の真のところを見よということに
が、そうはいつても、会社の社長
入つてゐる顔をしてゐるからとか
したことで貸すわけにはいかない
きに、この会計参与の制度の有無
ひ、貸すときの基準に一つ項目を
いとい、金融庁としても、そう
づくりの中に盛り込んでいただき
すが、いかがでしようか。

○大藤政府参考人　お答えいたし

金融庁といたしましては、信用力のある財務諸表の作成に努めている中小企業に対してもインセンティブを付与するとともに、担保、保証に過度に依存しない融資等を促進する観点から、先ほど申し上げました新しいアクションプログラムにおきましても、財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対して、例えば担保、保証や金利等の面で優遇を行うなどの融資プログラムの整備、適用に向けた取り組み等により、中小企業の資金調達手法の多様化に向けた取り組みを推進するよう要請しているところでございます。

うのは、そういう意味でも責任を伴う。そしてまた、法務局に会社の登記をする際に、会計参与を設けているかどうかということは登記の対象になりますし、その中で、会計参与はだれがなつた、その住所、氏名も登記されるというふうに、非常に重いものでござります。今までのよう任意で経理部員がわりに、経理部長がわりに計算書類をつくっていたときとは、格段に重さも質も違ってくると思います。ということは、言いかえますと、社外取締役ぐらいいの報酬をもらわなきや割が合わないなどか、やはり報酬面でもいろいろな要求をしないと、とてもやつていけない仕事じやないかなと私は思つております。

そうした場合に、この会計参与というせつかくの制度が、でも、そんなの任意でつくても金ばかりかかるしと中小企業が思つたのでは、なかなか普及しないと思います。

そこで、中小企業庁に伺いたいんですが、中小企業庁もこの会計参与の制度というのを歓迎しておられるように私は見てるんですけども、これが、例えば中小企業、中小企業といつてもいろいろなクラスがございますけれども、どれぐらいの規模で、百社あつたらそのうち何社ぐらい取り入れるだろうとか、あるいは、全然わからないけれども、もつと採用してもらうにはこういうふうにすればいいだろうとか、何かお考えがあるかどうか、伺いたいと思います。

獲得しやすくなるなど、非常に大きいメリットがあるというふうに考えております。

委員から御指摘いただきました、何割程度の中小企業が採用するのかということにつきましては、私ども、本制度が認められましたら一生懸命広報をまたさまざまの諸団体と一緒になりまして促進をしてまいりますけれども、現段階ではちょっとと何割ということをお話しすることができます。なことを御理解いただきたいと思います。

現在、例えば日本税理士会、また公認会計士協会と一緒になりまして新たな会計の指針もつくつておりまして、こういう取り組みを含めまして、私ども一生懸命普及啓発に努めていきたいと思つております。

○松島委員 今言われたように、新しい会計指針、今、中小企業の場合は会計の指針をいろいろなところが、公認会計士協会、そして税理士会、さらに中小企業庁、いろいろなところが模索しておりますが、早く統一してつくっていただきたいと思います。

さらに、今お話をざいました、金融機関との取引において、会計参与制度を設けていると得だというか安心できる、そういうふうに金融機関に見ていただきたい、私もそう思う次第でござります。

金融庁といたしまして、これまでも金融機関に対しまして、先生御指摘の担保や保証に過度に依存しない融資への積極的な取り組みを要請しているところでございます。

特に、中小地域金融機関につきましては、一昨年三月に公表したいわゆるリレーションシップバンキングのアクションプログラム等におきまして、担保・保証に過度に依存しない融資の促進等を掲げ、これに基づく金融機関の積極的な取り組みを繰り返し要請してきたところでございます。去る三月二十九日に公表しました平成十七年度、十八年度を対象とする新しいアクションプログラムにおきましても、このような取り組みの一層の推進を要請しているところでございます。

一般に、中小地域金融機関が地域の中小企業に対しまして担保・保証に過度に依存しない融資や迅速な審査など、円滑な資金供給等を進めていくためには、借り手の側におきましても、適切な会計に基づいた正確で信用力のある財務諸表、計算書類を作成していくことが重要と考えております。こうした観点から、今般の会計参与制度の導入は、中小企業の財務諸表の正確性を高め、その信頼性の向上に資するものと考えております。また、地域金融機関が中小企業金融の円滑化を図る上で有用なものであると考えております。

先生の御指摘は、会計参与制度を導入した中小企業への融資に関して、何かインセンティブを与えてはいかがかという趣旨であると思いますが、

○松島委員 わかりました。
次に、創業時の資本金の規制の撤廃のことについて伺いたいと思います。
いわゆる一円起業という、だれが名づけたか、この言葉もヒットいたしましたが、それによりまして、創業時から五年間という特例制度ですけれども、平成十五年二月にスタートして、二年間で、ことしの一月までに二万件この利用がございました。こうやつて会社がたくさんつくられた。
もともと、日本では、昭和五十年代半ばまでは、会社をつくる人の方が会社をやめる人よりも多かった。いわゆる開業率の方が廃業率を上回っていました。それが、昭和六十年ごろから逆転して、例えば、直近でいいますと、この直近というのが数値がちょっと古いんですが、平成十三年まで、十一年、十二年、十三年の平均でいいまして、これは逆転したままで、会社をやめるのが四・五%、そして新たに会社を起こすのが三・一%。これはつまり、千社あつたら四十五社がその年に、その間にやめて、現在ある千社のうち三十一社が新しくできたもの、そういうふうに考えられております。そうやつてどんどん減ってきている。これをぜひ逆転するためにも、今回のことはいいと思います。
ただ、一般に、これは、例えば学生でありながら会社を起こすとか、あるいは家で生活に困っていない主婦の方が台所でつくつた料理を宅配サービスするとか、庭先でフラワー・アレンジメントを

書類を作成することにより、株式会社の計算書類の適正さを確保するための制度として創設されたわけでございます。

したがいまして、そういった制度の趣旨にかんがみますと、今お話しの、税理士さんが計算書類を偽つて作成するなど不正な行為を行つた場合に、それが税理士の信用または品位を害するような行為といいます、そういうふうに認められたときには、いわゆる信用失墜がございます。

○松島委員 今伺いましたように、会計参与といふのは、そういう意味でも責任を伴う。そしてまた、法務局に会社の登記をする際に、会計参与を設けているかどうかということは登記の対象になりますし、その中で、会計参与はだれだれがなつた、その住所、氏名も登記されるというふうに、非常に重いものでございます。今までのやり方で、任意で経理部員がわりに、経理部長がわりに計算書類をつくつていていたときは、格段に重さも質も違つてくると思います。ということは、言いかえますと、社外取締役くらいの報酬をもらわなきや割が合わないなとか、やはり報酬面でもいろいろな要求をしないと、とてもやつていけない仕事じやないかなと私は思つております。

そうした場合には、この会計参与というせつかくの制度が、でも、そんなの任意でつくつても金ばかりかかるしと中小企業が思つたのでは、なかなか普及しないと思います。

そこで、中小企業庁に伺いたいんですが、中小企業庁もこの会計参与の制度といふのを歓迎しておられるように私は見ているんですけども、これがある程度で、百社あつたらそのうち何社ぐらい取り入れるだろうとか、あるいは、全然わからないけれども、もつと採用してもらはうにはこういうふうな規模で、百社あつたらそのうち何社ぐらい取り入れるだろうとか、あるいは、全然わからないけれども、もつと採用してもらはうにはこういうふうな規模で、百社あつたらそのうち何社ぐらい取り入れるだろうとか、何かお考えがあるかどなうか、伺いたいと思います。

○鈴木政府参考人 ただいま先生から御指摘いただきました会計参与制度の中小企業への影響でございますけれども、私ども、大変大きいメリットがあると考えております。

今委員から御指摘のとおり、責任が重いこの会計参与制度が、中小企業の計算書類をつくることによりまして、その透明性の確保ができるると考えております。これによりまして、例えば、会計参与制度を中小企業が採用した場合には、物的担保に過度に依存しないよう融資を金融機関から受けやすくなるとか、また、新規の取引先の信用を獲得しやすくなるなど、非常に大きいメリットがあるというふうに考えております。

委員から御指摘いただきました、何割程度の中小企業が採用するのかということにつきましては、私ども、本制度が認められましたら一生懸命広報をまたさまざまの諸団体と一緒になりまして促進をしてまいりますけれども、現段階ではちょっと何割ということがあります。できることでないことを御理解いただきたいと思います。

現在、例えば日本税理士会、また公認会計士協会と一緒にまして新たな会計の指針もつくつておりますが、こういう取り組みを含めまして、私ども一生懸命普及啓発に努めていきたいと思っております。

○松島委員 今言われたように、新しい会計指針、今、中小企業の場合は会計の指針をいろいろなところが、公認会計士協会、そして税理士会さらに中小企業庁、いろいろなところが模索しておりますが、早く統一してつくつていただきたいと思います。

さらに、今お話しございました、金融機関との取引において、会計参与制度を設けていると得だ、得だというか安心できる、そういうふうに金融機関に見ていただきたい、私もそう思う次第でござります。

そこで、金融庁に伺いたいと思います。

金融機関は、今、土地だけの担保で貸すんじやなくて、その企業の能力、資質、いろいろ見ていい

けということになつております。企業の経営状態の真のところを見よということになつておりますが、そうはいつても、会社の社長さんが気合いで入つてゐる顔をしているからとか、そんな漠然としたことで貸すわけにはいかない。そういうたとえに、この会計参与の制度の有無というのは、ぜひ貸すときの基準に一つ項目を入れてもらいたいと思い、金融庁としても、そういう例えは基準づくりの中に盛り込んでいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○ 大蔵政府参考人 お答えいたします。

金融庁といいたしまして、これまでも金融機関に対しまして、先生御指摘の担保や保証に過度に依存しない融資への積極的な取り組みを要請しているところでございます。

特に、中小地域金融機関につきましては、一昨年三月に公表したいわゆるリレー・ションシップバンキングのアクションプログラム等におきまして、担保、保証に過度に依存しない融資の促進等を掲げ、これに基づく金融機関の積極的な取り組みを繰り返し要請してきたところでございます。去る三月二十九日に公表しました平成十七年度、十八年度を対象とする新しいアクションプログラムにおきましても、このような取り組みの一段層の推進を要請しているところでございます。

一般に、中小地域金融機関が地域の中小企業に対しまして担保、保証に過度に依存しない融資や迅速な審査など、円滑な資金供給等を進めていくためには、借り手の側におきましても、適切な会計に基づいた正確で信用力のある財務諸表、計算書類を作成していただくことが重要と考えております。こうした観点から、今般の会計参与制度の導入は、中小企業の財務諸表の正確性を高め、その信頼性の向上に資するものと考えておりますが、地域金融機関が中小企業金融の円滑化を図る上で有用なものであると考えております。

先生の御指摘は、会計参与制度を導入した中小企業への融資に関して、何かインセンティブを与えてはいかがかという趣旨であると思いますが、

金融庁といたしましては、信用力のある財務諸表の作成に努めている中小企業に對してインセンティブを付与するとともに、担保、保証に過度に依存しない融資等を促進する觀点から、先ほど申し上げました新しいアクションプログラムにおきましても、財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に對して、例えば担保、保証や金利等の面で優遇を行うなどの融資プログラムの整備、適用に向けた取り組み等により、中小企業の資金調達手法の多様化に向けた取り組みを推進するよう要請しているところでございます。

○松島委員 わかりました。

次に、創業時の資本金の規制の撤廃のことについて伺いたいと思います。

いわゆる一円起業という、だれが名づけたか、この言葉もヒットいたしましたが、それによりまして、創業時から五年間という特例制度ですけれども、平成十五年二月にスタートして、二年間で、ことしの一月までに二万件この利用がございました。こうやって会社がたくさんつくられた。もともと、日本では、昭和五十年代半ばまでは、会社をつくる人の方が会社をやめる人より多かった。いわゆる開業率の方が廃業率を上回っていました。それが、昭和六十年ごろから逆転して、例えば、直近でいいますと、この直近というのが数値がちょっと古いのですが、平成十三年まで、十一年、十二年、十三年の平均でいいまして、これは逆転したままで、会社をやめるのが四・五%、そして新たに会社を起こすのが三・一%。これはつまり、千社あつたら四十五社がその年に、その間にやめて、現在ある千社のうち三十一社が新しくできたもの、そういうふうに考えられております。そうやってどんどん減ってきている。これをぜひ逆転するためにも、今回のことはいいと思います。

ただ、一般に、これは、例えば学生でありながら会社を起こすとか、あるいは家で生活に困っていない主婦の方が台所でつくった料理を宅配サービスするとか、庭先でフラワー アレンジメントを

売るとか、そういうときはいいと思います。しかしながら、生活のかかった三十代、四十年代、五十年代、幾つでも結構ですけれども、それで生活がかからって、会社をやめた、いわゆる脱サラという、自分がみずから会社をやめた場合もあるし、会社がつぶれちゃった、つぶれて新しくどこかのサラリーマンになろうかと思っても、年齢もいついてるし、なかなか雇ってもらえない、それでは自分で会社を起こそうかという場合がございます。

そこで、問題があつて、伺いたいのは厚生労働省なんですかけれども、失業保険というのは、会社が倒産あるいは解雇したときは、年齢とか勤務年数によりますけれども、最低で九十日、最高で三百三十日失業手当が出ることになります。そうじやない、自己都合の場合でも九十日から百五十日出ます。

しかしながら、次の会社をつくる準備を始めたら、もう失業手当をもらえないくなっちゃうわけです。会社を登記したらもらえなくなる。でも、すぐには食べていけないんです。新しい会社を、せつから資金、ほとんど要らないで、元手なしでつくることができても、自分の生活というのはやつていけない。家族の生活まで面倒見ることはできない。これは、失業給付、最後まで払ってあげてもいいじゃないですかと私は思っていますが、厚生労働省、いかがでしょうか。

○大槻政府参考人　お答え申し上げます。

雇用保険の基本手当についてのお尋ねでござりますけれども、この手当は、労働者が失業をして所得の源泉を喪失し、仕事を探すといった場合に、生活の安定を図りますとともに、再就職を支援するということを目的としているところでございます。

したがいまして、この基本手当の受給者の方が起業などを目指されるといった場合におきましても、事業が開始をされるまでの間、これは基本手当は支給され得るわけでございますけれども、一たん開業された場合には、仕事を探していらっしゃるとは言えないということだと思いますの

○松島委員　時間が来ましたけれども、一点だけ確認させてください。

再就職手当というのは、会社を起業しても、自分が会社をつくった場合にももらえるわけですが、例えは三百三十日までの残り日数の分というの。

○大槻政府参考人　再就職手当についてでござりますけれども、この手当の考え方は、所定給付日数を三分の一以上かつ四十五日以上残して就職された場合あるいは開業された場合に適用されます。

○松島委員　では、開業してもまだ残りをもらえるということを伺つて安心いたしました。ぜひ、開業支援の給付もあるということをごぞざいますか

○塩崎委員長　次に、早川忠孝君。

○早川委員　自由民主党の早川忠孝でございます。

で、この場合、基本手当は支給できないということです。

関連しての説明を申し上げますと、基本手当の所定給付日数を一定以上残して開業されたといった場合、こういう場合、再就職手当が支給され得るわけでございます。一昨年五月になりますけれども、受給者の起業を支援するという観点から、この再就職手当の支給範囲を大幅に拡大いたしました。

付も開業をされる方の生活支援に一定の役割を果たすというふうに考えておるところでございます。

また、加えまして、雇用保険の三事業におきましては、創業される方々に対しまして、創業に係る費用の一部を助成するという支援も行っているところでございまして、こういった施策の活用について努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○松島委員　時間が来ましたけれども、一点だけ確認させてください。

再就職手当というのは、会社を起業しても、自分が会社をつくった場合にももらえるわけですが、例えは三百三十日までの残り日数の分というの。

○大槻政府参考人　再就職手当についてでござりますけれども、この手当の考え方は、所定給付日数を三分の一以上かつ四十五日以上残して就職された場合あるいは開業された場合に適用されます。

○松島委員　では、開業してもまだ残りをもらえるということを伺つて安心いたしました。ぜひ、開業支援の給付もあるということをごぞざいますか

○塩崎委員長　次に、早川忠孝君。

いよいよ会社法についての質疑に入らせていましたが、だくわけありますけれども、法務委員会における質疑の方をどうするのかなということで改めていろいろと思うところがありましたので、ちょっとと申し上げたいと思うのです。

きょうは、衆議院の憲法調査会で、衆議院の五所定給付日数を一定以上残して開業されたといった場合、こういう場合、再就職手当が支給され得るわけでございます。一昨年五月になりますけれども、受給者の起業を支援するという観点から、この再就職手当の支給範囲を大幅に拡大いたしました。

付も開業をされる方の生活支援に一定の役割を果たすというふうに考えておるところでございます。

また、加えまして、雇用保険の三事業におきましては、創業される方々に対しまして、創業に係る費用の一部を助成するという支援も行っているところでございまして、こういった施策の活用について努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○松島委員　時間が来ましたけれども、一点だけ確認させてください。

再就職手当というのは、会社を起業しても、自分が会社をつくった場合にももらえるわけですが、例えは三百三十日までの残り日数の分というの。

○大槻政府参考人　再就職手当についてでござりますけれども、この手当の考え方は、所定給付日数を三分の一以上かつ四十五日以上残して就職された場合あるいは開業された場合に適用されます。

○松島委員　では、開業してもまだ残りをもらえるということを伺つて安心いたしました。ぜひ、開業支援の給付もあるということをごぞざいました。

○塩崎委員長　次に、早川忠孝君。

審議会の役割というのが極めて大きかったのではないか、あるいは、法案を作成する過程でパブリックコメントを一般から受けていた、だいて、それで国民のさまざまな意見を踏まえた形で法案を策定していく。この作業の中に極めて民主的なプロセスでの法案の制定というのがある。

我々国会議員というのは、結果的には、与党の場合はなかなか委員会で質問をするという時間はない。むしろ野党の委員の先生方から細かい条項についても質疑がなされて、その質疑の中でようやく法案の細部について国民の前に本当の問題点の所在が明らかにされる、これが今までのプロセスだったんだろうなと。

一昨年の十一月の衆議院選挙で初めて当選をさせていただいた、法務委員会の委員としていろいろな法案の審議に参加させていただいて、現在私が感想として持つているのがそんなことであります。しかし、それで本当に国会議員が十分役割を果たしたことになるだろうかなという反省をしております。

しかししながら、翻つて今度はこの会社法案、千ページ余りのものをいろいろとこの二日間検討をいたしました。これだけのものを国会議員がみずから提案するだけの力はまだ我々は持ち合わせてないなというふうに痛感をいたしました。

もし質問をするとすれば、これは大臣ではなくて、与党である自民党的司法制度調査会で、商法等の小委員長をされた塩崎委員長に質問するのが一番ふさわしいのではないだろうかなというふうに思つたわけであります。

しかし、そうはいいましても、ただ国会議員の議論だけではなかなか法律を制定するということもできない。さらには、実務上のさまざま問題点を材料にしながら、各界各層の意見をしつかりと受けとめて広範な法律制定の準備作業をする、こういう作業の積み重ねの中에서도やく法案といふのができ上がる。そういう意味では、今回のいわゆる会社法を所管される法務省とさらには法制示しをいただきたいと思います。

○南野國務大臣 お答えする前に、先生の議員としての真摯な態度というものが本当にいい形であらわされていくのではないかと思つております。法律をつくるということには、閣法があり、議員立法があり、さらにまた条約というような形の中から我々の役割というものと果たしていくとどうなことがありますかと思つますが、今、たまたま拝命している立場におきましてお答えをするといふ形になろうかと思います。でも、それそれ議員という立場もこれありということでございますので、それはそれなりの真摯な態度で臨んでいかなければならぬというふうに思つております。今、会社法制の理念ということをお尋ねがございました。

会社制度の利用者の視点に立つた会社類型の見直しというのがこのたびあらうかと思いますが、会社経営の機動性また柔軟性の向上、さらに会社経営の健全性をどう確保していくかというような基本理念といいたしまして、社会経済情勢の変化に対応していく会社に関する各種制度の見直しをこのたびやつていこうと。長い経過があります。今まで検討してこられた中で、今のこの時点というのは本当の通過点であろうかと思いますが、短い通過点でありますても精力的に取り組んでいく、前後、これを全部統合して、いい形の法案ができるふうに願つておるところでございます。

○早川委員 これはちょっと寺田民事局長に御説明をいただきたいんですが、法務大臣から、今回の会社法の現代化についてどのような理念に基づいて行われたものかということに関連してお話を聞いております。これについてはやはり実務を実際に支えてこられた方でないとなかなかあるいはパブリックコメント、さらにはさまざまなお新しい事象の発生等を踏まえてこういった会社法の提案に至つてはいる。これについてはやはり実務を実際に支えてこられた方でないとなかなかその細かい経過まで御紹介できないだろうなどといふふうに思つております。衆議院の調査局法務調査室でさまざまな資料を出していただいている

ます。「法律案提出の背景及び経緯」ですね。いま少しありましたとおり、この法律は明治時代初期、明治三十二年にできた法律でございます。当時はドイツの会社法というのを基本的に模範にいたしました。そこで、当時のことでございますから、ドイツから法学者を呼んで、そういう方々がおつくりになりました。その中には、自己株式の法制であります。そもそも、冒頭に平沢委員の方からも御紹介がありましたとおり、この法律は明治時代初期、明治三十二年にできた法律でございます。当時はドイツの会社法というのを基本的に模範にいたしました。一番最後に、組織法の法制度の整備というものが行われました。

組織面で言えば、株主総会というものの機能に一定の限界があるということを直視して、取締役会の機能といふものを高め、他方、従来からあります。した監査役というものの存在をどう見ていくかということを再検討した結果が昭和二十五年の改正だつたわけであります。

その後、日本も高度成長の時期に入りましたので、会社法もさまざまな面で検討が必要となりまして、法制審議会の方でも一般的に商法の会社の部分について全面的な法改正の検討を行つてまいりました。しかし、當時から企業をめぐるさまざまな不正事犯というのがございました。そのため、特に企業のビヘービアというものをどう規律するかということをどちらかというと優先的に、昭和四十一年、昭和五十六年という改正において行つてきたわけであります。

その後、時が落ちつきまして、会社法の全面的な改正ということを再び企図したわけであります。これが一段落いたした段階で、果たしてそれを、言ふふうに私は思つております。これは平成二年からは、平成二年からはバブル経済の崩壊というような事態にもなりまして、会社をめぐる環境というのもまた新たに変わつたわけであります。

そこで、平成二年以後は、それまでと違います。現実にごらんいただくとおわかりのとおり、ほぼ毎年に近いような形でさまざまな整備が行われました。その中には、自己株式の法制でありますとか新株予約権の法制でありますとかという株式の問題、それから機関の問題、計算の問題、さまざま問題がございました。一番最後に、組織再編というのがやはり日本においても企業活動の上で非常に重要な手法だということが意識されまして、それで株式の移転、あるいは株式交換というような制度を含めまして組織再編についての法改正を行つてきました。こういうのが一般的に歴史を振り返つたところで言えることであろうかと思います。

ここからわかるように、三つの問題がござります。一つは、明治三十二年の法律でございますので、何といつても片仮名で書いております。この片仮名の法律を平仮名にして、普通の方にも何とかわかつていただけるようことにしたいといふのが一つでございます。

二番目は、戦前のドイツの法制と戦後のアメリカの昭和二十五年の改正による要素の導入。その後、先ほど申しました大会社制といいますか、監査についての重点的な整備を中心として、企業規模に応じた監査のあり方を見直すために商法の監査特例法というのを設けたり、その後もいわゆる株式についての手当のために特別法を設けました。といったわけであります。しかし、當時から企業をめぐるさまざまな不正事犯というのがございました。これらの法制度というのを、首尾一貫した関係で、特に企業のビヘービアというものをどう規律するかということをどちらかというと優先的に、昭和四十一年、昭和五十六年という改正において行つてきたわけであります。

三番目は、最後に申し上げました平成二年から後に順次行われてきた法整備、これは金融のいろいろなトラブルをめぐつて相当急を要する問題もございましたし、経済活動が不振だということでございました。これらの法制度というのを、首尾一貫して一つの法律にまとめて体系的に整備するといふのが二番目の問題でございます。

そういう意味では、経済取引に関する憲法の改正作業が今なされたんだ、それで、ある意味で極めて大事な改正事項がこの中に入つてきていると身につけては当事者、利害関係者以外は全くわからない。そういう意味では、やはりこの段階でこれを改正する必要があつたんだなということを痛感いたしました。

これは平成十三年当時でしようか、企業統治の実効性の確保、高度情報化社会への対応、資金調達手段の改善、企業活動の国際化への対応などの

視点から会社法の見直しをすべきである、こうい

るというふうに思つております。

うことが言われ、そいつたことからの部分改正というものが順次行われてきて、平成十五年の十月には会社法制の現代化に関する要綱試案というのが策定をされて、基本的には、会社に係る諸制度間の規律の不均衡のは正と、先ほど御紹介ありました社会情勢の変化に対応するための各種制度の見直しなど、体系的かつ抜本的な会社法制度の実質的な改正、それから条文の片仮名文語体から平仮名口語体への変更、そして用語の整理、解釈の明確化、さらには商法の第二編と有限会社法と商法特例法の各規定を一つの法典、会社法としてまとめる。こういうふうな内容で、これが結局、会社法の現代化と言われるものなんだ、こういう理解をしているわけあります。

会社法案の内容について、いろいろな要綱が示されているわけでありますけれども、私が一番気にしていまるのは、経済取引に参入する法人のあり方、これは、言ってみれば国家にとってだれを国民とするかと同じように、経済取引世界における当事者はどうあるべきかということの中で、どういう法制のもとにどういう活動をすることになつてているか、これが極めて基礎的な問題ではないだろうかと思うわけです。

特に、これまで株式会社と有限会社という形で二つの主要な会社があり、その他、合名会社、合資会社という法人形態があつたわけでありますけれども、今回は株式会社と有限会社を一体化させているという、これも大きな変化になるわけあります。

その点について、法務大臣、会社の種類に関してどのような見直しが今回の会社法案の中では行なわれているか、御説明をいただきたいと思いま

○南野国務大臣 四種類から四種類への変化ということにもなるわけでございますが、現在の会社法制では、会社の種類をいたしまして、先生が今お話しになられましたとおり、株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、この四つが存在してい

会社ということで、これに対しまして、有限会社とは、今委員も御指摘のとおり、だれでもという

ではないか、こう考えたわけでございます。

会社法では、このうち株式会社と有限会社とを統合する、それとともに、創業、起業の活性化を図るために、新しい会社類型として合同会社を設けるということでございます。これによりまして、会社法案におきましては、会社の種類として、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、この四つに取りまとめられるということでございます。

会社法案では、このうち株式会社と有限会社とを統合する、それとともに、創業、起業の活性化を図るために、新しい会社類型として合同会社を行われるそういう会社だ。現に、出資者であります社員の数も五十人に制限されているわけあります。

そういう意味で、理念的にはそれぞれ使い勝手のいいものが想定されていてあつたわけでござりますけれども、ただ、現実を見ますと、確かに有限会社を上手に利用されている方もおられないわけではありませんけれども、しかし、大多数の株式会社は、実は、本来は有限会社でおられてふさわしいような規模の会社、しかも株式会社がその後、そういう現実を踏まえた上で、次々と譲渡制限のしやすいような形態というのに法整備もされ

たわけであります。

今回、改めてさまざまな会社の類型を見直す中で、このような現実をむしろ直視いたしまして、株式会社というものの中に二種類を設けて、譲渡制限ができる会社とそうでない公開会社という形で分けてはどうかという議論になつたわけであります。

具体的に、このような二一ヶ所がどういうところにあるかといいますと、最近では、非常に大きな会社でも大企業の子会社で閉鎖会社だという類型がございまして、こういう類型の方にとつては、やはり株式会社の法則というものはそれなりに意味があるわけであります。また、これからベンチャーティー的に起業をなさつて、どんどん会社を発展させていかれるという場合を考えましても、最初は小さく、いろいろな公開会社に見られないような有利な立場で機動力を發揮して、その後公開をするに従つてどんどん大きくなつていく。これは一つの株式会社の中でそういう形態がとれるのはそれなりのメリットがあるという御指摘が経済界の方からも強くあつたわけでございます。

こういうような事情を総合的に勘案いたしまして、やはり今は、一つの類型の中に大まかに分けますと二つのタイプを設けるというのが機能的基本的に私はまだ、最低資本金制度の撤廃とい

○早川委員 これも寺田民事局長にちょっとお伺いしたいのですが、有限会社と株式会社を一つのものにするということについて、現実にどのようないニーズがあつたんだろうかということで、今回の会社法案の中では、従前の有限会社はそのまま存続する、新設の会社の中では有限会社的なものは新設の株式会社の中に全部包含するんだ、こういうふうなことでありますけれども、私自身は、変更登記をしないまま一定の資産を保持する、そのためには使う会社としては非常に役に立つている会社として非常に役に立つて、株式会社の場合は二年ごとに役員変更登記をしないといけない。役員変更登記を怠つてはなりません。

今回、改めてさまざまな会社の類型を見直す中で、このような現実をむしろ直視いたしまして、株式会社というものの中に二種類を設けて、譲渡制限ができる会社とそうでない公開会社という形で分けてはどうかという議論になつたわけであります。

具体的に、このような二一ヶ所がどういうところにあるかといいますと、最近では、非常に大きな会社でも大企業の子会社で閉鎖会社だという類型がございまして、こういう類型の方にとつては、やはり株式会社の法則というものはそれなりに意味があるわけであります。また、これからベンチャーティー的に起業をなさつて、どんどん会社を発展させていかれるという場合を考えましても、最初は小さく、いろいろな公開会社に見られないような有利な立場で機動力を發揮して、その後公開をするに従つてどんどん大きくなつていく。これは一つの株式会社の中でそういう形態がとれるのはそれなりのメリットがあるといつて御指摘が経済界の方からも強くあつたわけでございます。

○早川委員 そうですね。これは松島委員からも御指摘があつたところであります。一円起業といふ制度を認めることによって、いわゆる起業、新しい業を起こすという流れがかなり本格的に始まり一定の成果をおさめた、私もこういう評価をしております。

基本的に私はまだ、最低資本金制度の撤廃といふのは果たして本当にいいんだろうかどうかだろ

うかという疑問は持つてゐることは持つてゐるのであります。これは経済産業省にお伺いをいたしま

すけれども、一円起業というこの利用状況、あるいは一円起業を認めることによって何か問題が発生をしていないかどうか、お伺いをしたいと思います。

○舟木政府参考人 お答えいたします。

一円起業制度についての御質問でございます。

資本金一円からの会社設立を認めます最低資本金特例制度、これは平成十五年の二月に制度を創設しております。これまで二万八千件の申請がございまして、そのうち二万三千社が会社を設立するに至っているところでございます。さらに、そのうちの千六百社は起業後に増資をしまして、株式会社一千円、有限会社三百万円という所要の資本金額を満たすに至っております。本制度を卒業しておるところでございます。

このように、本制度は、非常に多くの方々に新たな挑戦のための手段として積極的に御利用いただいているところでございまして、その結果、本制度創設以来、法人の新規法人登記件数も着実に増加しておりますし、起業促進に大きな成果上がっていると認識をしているところでございます。

こうした起業促進効果に加えまして、二〇〇四年三月に実施しました実態調査から推定をいたしますと、この制度を利用した起業によりまして四万名の新規雇用が創出されたのではないかとうふうに我々考えているところでございます。このような制度の普及のためにも、積極的なPR活動もしておりますところでございます。

このような制度は、財政負担に依存することなく新規の起業を促進するということによりまして、我が国経済の活性化の一助となつてゐるとうふうに私ども考えておりまして、非常に成果を出しているとうふうに考えているところでございます。引き続き、ベンチャーカンパニーなどの新事業の創出、育成に全力で取り組んでまいりたいといふうに考えております。

○早川委員 もう一度経済産業省にお伺いいたし

ますけれども、二つあるんですが、今回、最低資

本金制度が撤廃されるということで、いわゆる一円起業としてある程度非常にインセンティブをしておりまして、これまでのようの一円起業ということで起業促進の施策を推進するための努力が今度ではなくなつてしまふのかどうか。あるいは、同じようないくつかの政策手段を動員されて、こういう大きな成果を上げられた。

ところが、会社法そのものが変わってしまつて、言つてみれば一円起業がそのまま認められるのと同じような形になつてしまつて、逆に言うと、これまでのようの一円起業ということで起業促進の施策を推進するための努力が今度ではなくなつてしまふのかどうか。あるいは、同じようないくつかの政策手段を動員されて、こういう大きな成果を上げてきているというふうに考えているところでございます。

○舟木政府参考人 私自身は、この一円起業は大変な成果をおさめた、これは相当のPR活動があつてこそ、やはり成果をおさめたことなんだろうと。単に制度を持つたからといって起業は促進されるものでは決してないだらうと思つてゐるんですけども、その辺はいかがでしようか。

○舟木政府参考人 まず、制度のPRの点でございますが、私ども、本制度創設以来、非常に全力を挙げましてPR活動に取り組んでまいりました。こういつた制度の手続等を記載しましたパンフレットの配布に加えまして、起業を意識する方は非常によくインターネットを使っておられますので、こういつたインターネット等によるサービスもやっております。

特に、ドリームゲートプロジェクトというプロジェクトをやつております。これはボブ・サップをイメージキャラクターにお願いをして大々的にやつているものでございますが、こういつたところでも、大体ドリームゲートのユーザー登録は三十万人おられます。こういつたドリームゲートの登録の方々にも、メールマガジンでありますとかホームページへの掲載でPRをやつております。

○早川委員 ありがとうございます。

最低資本金制度が撤廃をされて、私が懸念をしておりますことは、取引関係に立つ債権者にどうぞつて、いわゆる相手会社の責任財産が実際はわからず、取引の安定性が阻害されることになるのではないかと、取引の安定性が阻害されることになるのではないかと。その辺、最近の資本金制度ではないだろうかと。そこで、会社法案におきましては、資本の持つ機能のうち、設立時における出資規制としての意味というのをもはや維持しがたいということでやめまして、これは配当の際の配当可能利益を示すものとして資本も間接的な意味は持ちますが、そちらの方だけで資本の意味を若干残そうということに割り切つたわけであります。

お尋ねの債権者の保護というのは、むしろ先ほど申しましたように、会社の財産状況が適切にあ

る相手のものであります。その結果、先生おつしやいましたように、非常に多くの方に利用していただけて、なかなか効率的に起業ができるようになっております。それでござります。その結果、先生おつしやいましたように、非常に多くの方に利用していただけて、なかなか効率的に起業ができるようになっております。それでござります。この結果、先生おつしやいましたように、非常に多くの方に利用していただけて、なかなか効率的に起業ができるようになっております。それでござります。これが今回の会社法の改正により一般化するという点でございますが、我々は、この一般化は非常に歓迎をしておるところでございます。実はこの特例制度、特例でございますので、起業後五年間で、株式会社であれば一千万、有限会社であれば三百六十円、資本充実をしまして本則にのつとたものにするか、ないしは合名会社、合資会社に変更するか、ないしは、その両方嫌であればもう廃止をするしかないというような制度であつたわけでございます。もちろん、五年の間に成果を出され、資本を充実されて株式会社になつたり有限公司になつたりされるというのは、これも非常に結構なことでございますが、ただし、いろいろな形態があるわけでございます。

したがつて、この特例という扱いから一般化されましたことによりまして、ますます多くの方に利用していただけるのではないかというふうに考えておるところでございますし、また、起業促進のためのいろいろな努力は私どもいろいろな方面でまたやつておりますので、引き続き全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、理念の面から申し上げましても、資本そのものは、別に会社にその財産が留保されているということが現実にあるということを示すものではございませんので、債権者にとって、資本が何億円あろうが、その何億円が会社の外に実際に流出しているということであれば何の意味もないわけであります。言いかえれば、会社の債権者には資本が実際は一千万円のところに張りついているわけであります。

また、理念の面から申し上げましても、資本そのものは、別に会社にその財産が留保されているということが現実にあるということを示すものではございませんので、債権者にとって、資本が何億円あろうが、その何億円が会社の外に実際に流出しているということであれば何の意味もないわけであります。言いかえれば、会社の債権者にとっては大事なことは、実際に会社にある程度の資産があつて、それがそのとおり正しく表示されているということであります。

○寺田政府参考人 言うまでもなく、最低資本金制度は、本来は、株式会社あるいは有限会社が有

限責任の出資者というものを基本にできていると、いうことの象徴であるわけであります。

しかし、現実になぜ最低資本金制度を設けたかといいますと、一つは今のような理念で、正しい財産が会社にあるということを表示したいということがあります。その一つの手段でもあつたわけであります。もう一つは、先ほども歴史を振り返って申し上げたとおり、有限会社と株式会社というものを使いでの上で区別する、その一つの手段でもあつたわけであります。しかし、その二つ目の区別というのは、先ほど申しましたように、結局本当は余り効果がないかも知れません。現に、株式会社の多数は資本が実際は一千万円のところに張りついているわけであります。

また、理念の面から申し上げましても、資本そのものは、別に会社にその財産が留保されているということが現実にあるということを示すものではございませんので、債権者にとって、資本が何億円あろうが、その何億円が会社の外に実際に流出しているということであれば何の意味もないわけであります。言いかえれば、会社の債権者には資本が実際は一千万円のところに張りついているわけであります。

○寺田政府参考人 言うまでもなく、最低資本金制度は、本来は、株式会社あるいは有限会社が有

設を初めといたしまして、会計監査人の設置範囲の拡大でありますとか、あるいは計算書類の適正の確保のためのさまざまな手段、あるいは会計帳簿の作成の適時性、正確性というものを明文化しました。さらには、合名・合資会社を含めまして、すべての会社に貸借対照表、この計算書類の公告を義務づける、こういったところで確保したい、この方がむしろ実質的である、こういう判断で今までの会社法をつくっているわけでございます。

○早川委員 実際、資本金の多寡でもつて相手の会社の信用力を推しはかるということがいかに過ちを犯しやすいかというのは、我々が日常的に見聞をしているところであります。大企業と言われた会社が実態は粉飾決算で大変な債務超過であつた、あるいは上場企業が上場廃止になるような、そういう実態であったとかいうことが出ております。

そういう意味で、取引関係にある企業について

一番大事なのは、コンプライアンスと言われる、いわゆる法令遵守といふ、そういう観点から必要な制度の整備を行うこと、今回の会社法の提案というのは多分それに資する提案である、こういふふうに私は思つているところであります。

株式会社の関係ですが、いわゆる機関の設計の関係について非常にわかりづらくなつてしまつたかな、これは一度きつと説明をいただいた方がいいかなと思いますので、株式会社の運営形態について今回の会社法案ではどのような見直しを行つたのかについて、寺田民事局長にお伺いをいたします。

○寺田政府参考人 株式会社の運営形態は、株式会社が有限責任であるということから、債権者との関係を重視するのももちろんではありますけれども、しかし同時に、出資者が非常に多くなりますと、それと実際の株式会社の運営の関係をどうするか、よく言われるコーポレートガバナンスのコアに当たる部分でありますけれども、そこの規制というのが非常にポイントになるわけであります。

それで、現在は、株式会社においては、会社の規模を基準といたしまして、法律上一律に一定の運営形態というのをいわば強制しているわけでございますから、やはりそれなりの専門家が第三者が行われるべき会社であるとか、あるいは公開会社であるけれどもそれほど大きくない、あるいは非常に窮屈な運営がされております。

しかしながら、いろいろな情勢の変化がありますが、非常に大きな会社であるけれども譲渡制限がかかるべき会社であるとか、あるいは公開会社であるけれどもそれほど大きくない、あるいは非常に窮屈な運営がされております。

しかしながら、いよいよ監査役をつける、あるいは監査役会をつける、あるいは監査役会をつける場合でコントロール、チェックをしていただければ必ず取締役会がなければならないというようになります。

そこで、各会社は、例えば株式会社でありますから、やはりそれなりの専門家が第三者として、非常に大きな会社であるけれども譲渡制限がかかるべき会社であるとか、あるいは公開会社であるけれどもそれほど大きくない、あるいは非常に窮屈な運営がされております。

これは法律の方でこういうやり方にしないといふことを基本にするのではなくて、むしろ利用者の方ができるだけ多くの選択肢の中から御自分の会社に見合った運営形態を、運営形態をお選びになれるのが適当であるというのが今回の基本方針でございます。

したがいまして、運営形態を選ぶ選択肢と申しますが、それは大幅に拡大をされております。衆議院の調査室の方でおつくりになつた資料で申し上げますと、二十三ページに一覧表がありまして、非常に多くの経営形態のタイプがあるということがおわかりになるとと思ひますが、基本は、株式会社のうち公開といふものと大会社であるかどうかなどといった見据えまして、公開会社については常に取締役会というものを置くということを基本にいたしております。

公開会社といいますのは、いろいろな株主がおり入つたりするわけであります。したがいまして、現実に株主による会社のコントロールといふにはおのずから制限があるわけでありまして、そこで取締役会がかなり実際の重要な決定をする

○早川委員 私の方にも「株式会社の機関設計の柔軟化について」というペーパーがあるんです。が、やはり口頭で御説明をいただいても一般の方にはなかなかわからないだろうな、私もよくわからないなというところであります。

そこで、公開と公開でない会社、非常に簡単に言うかといふものを見据えまして、公開会社については常に取締役会といふのを置くということをと御説明いただけますでしょうか。

○寺田政府参考人 まず、公開と公開でない会社の区分でいえば大会社であつて、かつ公開の会社においてましては、今委員の御指摘のとおり、監査役会の設置をするかあるいは委員会の設置をすることがありますけれども、まずその区分をちょっと御説明をいただきます。

○寺田政府参考人 おつしやられたとおり、大小の区分でいえば大会社であつて、かつ公開の会社においてましては、今委員の御指摘のとおり、監査役会の設置をするかあるいは委員会の設置をするかの違いはありますが、取締役会と会計監査人の区別でござりますけれども、何をもつて公開かといふことで、株式の譲渡制限をつけられる会社が公開でない会社でありまして、そうではなく、どなたでも株式がお買いになれる会社が公開会社、といふことです。株式の譲渡制限をつけられる会社が公開ではない会社でありますけれども、しかし中小会社が公開していないけれども、しかしながら会社が上場しているというケースも、もちろん全体の上場しているというところです。

したがいまして、公開会社といふのを置くことになるわけです。これはもちろん、上場しているかどうかといふのは別のことではありますけれども、そういうことになるわけではあります。これはもちろん、上場しているかどうかといふのは別のことではありますけれども、そういうことになるわけではあります。

それで、譲渡制限が行われる場合に、どういう形で株式の譲渡が行われるかといいますと、従前取締役会の設置は義務づけられますが、監査役、監査役会あるいは会計監査人の設置といふものにそれそれ違ひがある上場会社ができる、こういうことがあります。そういうところにとりましては、取締役会の設置は義務づけられますが、監査役、監査役会あるいは会計監査人の設置といふものにそれそれ違ひがある上場会社ができる、こういうことがあります。

○早川委員 会社はだれのものかという議論があります。これまでは、基本的には株主というふうな理解であったと思います。しかし、利害関係者、ステークホルダーという形ですね、当然、取引の関係者、従業員、あるいは一般的の債権者もあ

るかもしません。そういう意味では、法に基づいて一定の有効な法律活動をする存在としての法人に關係する全体の利益をしつかり守らなければならぬ。その一つとして、私は、いわゆる上場している場合は、一般的の投資者というのもやはり重要な存在になる。投資をしようとする方々にとって、その投資先の会社の経理が明確に、正確になされなければならない。

そういう観点からいって、取締役会と監査役会、プラス会計監査人、少なくとも会計監査人というのがいることによって、その上場している会社の会計の正確性というのは対外的に表示される。それを信頼して株式を購入し得るということになるのではないかなどと思いますけれども、基本的にはそういう発想でよろしいでしようか。

○寺田政府参考人 おつしやるとおり、全体の傾向からいえばそういうことが言えるかもしれません。ただ、厳密に申し上げますと、公開と上場とは違うということからおわかりのとおり、株式会社を考える場合に、債権者あるいは株主のほかに、潜在的な株主といいますか、投資家一般というものが重要でございますけれども、これはいわば市場というものを相手にするわけでございまして、公的な規制を初めとして、市場自体をどうコントロールし、あるいは法律していくかということについての法制度は会社法制度とは別途にあるわけございます。そこにゆだねられるべき問題もあるわけでございまして、会社法制度で、今の、上場されただれにでも買えるような問題とは別に、仮に公開をされているとはいっても、つまり一応株主はだれでもなり得るとはいっても、しかし現実には制約があるタイプのものについて果たして会計監査人まで要求するかどうかというのは、これふうにも考へるわけであります。

つまり、会社にとって非常に有能な監査役、あるいは場合によっては外部の監査役の方もおいでになるかもしません、そういう形で、それぞれの会社の工夫によってやるべき余地がやはり

あるわけであるから、その点で、会計監査人というのが有用であろうという全体の傾向については私も否定するものではございませんけれども、会社法制度の中에서도必ずしもその設置を義務づけるというところではないのじやないか

○早川委員 おつしやるとおり、中小会社で公開をしているとか、要するに、株式市場で取引対象となる株式と株式市場を経由しない株式というのは当然あるわけですね。

本日は、ライブドアの関係がありました。基本的に、公開会社であれば株式は相対で取引して何ら法律上の問題は発生しない。株式市場に上場担保するために、一定の証券取引等監視委員会による監視とか、あるいはそれぞれの証券取引所による内部規制の対象になるということで、会社法あるいは商法の考え方からすれば、ライブドアが二ツボン放送の株を取得するという行為については、これは法律上の問題は法務省の立場からは別に出てこないということです。不動産については、これは法務省の立場からは別に監視とか、あるいはそれぞれの証券取引所にいたしております。

○早川委員 わかるI.T化がどんどん進行している状況の中で、取引相手の会社がどういう会社であるかということをやはり瞬時にわかるようないかなというふうに思います。不動産についてはこれを、インターネット等で簡単に情報を取り集めるということで、私どもは利用したことがあります。

○寺田政府参考人 先ほど申しましたように、非常に関係があることは否定できないわけでございますが、証券市場そのもののあり方について、会社法が直接これにかかるということは別問題ではないかということで、避けているわけでございまます。

○早川委員 どちらかというと世間ではそういうふうに見えていたみたいと思います。

○寺田政府参考人 昭和六十年からのいろいろな企画によりまして、登記簿が登記簿をコンピュータ化するということにいたしております。不動産のみならず、会社についてもそれが進捗しておりますので、この会社法の施行までにはほぼ一〇〇%コンピュータ化され、平成十二年からは、そのコンピュータ化されたデータをもとにいたしました。電気通信回線による登記情報の提供についていたくことによりまして、御自宅のある方は

マーケットを必ずしも志向していない会社にとつてはあるわけでございますので、その点で、会計監査人というのが有用であろうという全体の傾向について私はも否定するものではございませんけれども、会社法制度の中에서도必ずしもその設置を義務づけるというところではないのじやないか

○寺田政府参考人 先ほど申しました会社が選択できる機関、つまり、会計監査人でありますとか、会計参与についてもそうでございますが、あるいは監査役、監査役会、これらについて設置されているかどうかは登記簿上の表示することにいたしております。

○早川委員 いま少し、インターネットによる登記、商業・法人登記情報を、インターネットで確認できます。「官公署等への電子申請等に必要な照会番号」の発行もできます。」ということになります。

私の方にリーフレットがあります。「不動産登記情報提供サービスについてお問い合わせください」と思っています。

○早川委員 いま少し、インターネットによる登記情報提供サービスについてお問い合わせください。

○寺田政府参考人 現在は、手数料は、登記情報提供サービスについて、昨年の四月一日から九百五十円ということになつております。

○早川委員 現在のインターネットによる登記情報提供サービスでありますけれども、今回の会社法の施行に伴つて登記事項がかなり大幅に変わつてくるのではないだろうかと思いますけれども、それに対応しての作業というのは今どの程度進捗をしているものでしようか。

○寺田政府参考人 先ほども冒頭申し上げましたとおり、最近非常に商法の改正が多いものでござりますから、コンピューターのプログラムを書きかえまして、それに対応するのも大変頻繁に行われておりますが、この会社法が制定されて、いわば商法が全面改正になるわけでございますので、当然のことながら、コンピューターのソフトもさらに大幅に書きかえてそれに対応するという準備を現在いたしております。

この法律が公布されましてから一年半後までの政令で定める日に施行されるということになつておりますので、私はさまための関係から、一年半ぎりぎりではなくてもう少し前倒しで施行したことをいたしております。

この間を利用いたしまして登記所の準備は万全を

期したい、このように考えております。

○早川委員 いわゆる財務諸表については、取引

先の債権者が容易に相手方の情報を入手し得る、

そういう方法は先ほどの決算の公告ということの

関係で何か連動しているんでしょうか。

○寺田政府参考人 先ほど、私、全会社と申しま

したけれども、失礼いたしました、株式会社と言

い間違えましたので、株式会社について公告を義

務づけておりますので、これについては全会社の

データを公告という形でごらんいただけることに

なります。もちろん、それ以外の会社も任意で公

告はされます。

これらの公告については、電子公告について先

ごろ法改正ができまして、それぞれの会社のいわ

ばホームページ上、ウエブサイト上で公告が行わ

れるということになりまして、その会社のウエブ

サイト、ホームページと登記所の方が数字の上で

リンクしておりますので、登記所の登記からた

どつていつそこのホームページが見られるよう

な、そういう仕組みになっております。これによ

りまして計算書類の公告も電子で見られる実質が

担保されているというふうに考えております。

○早川委員 いま一度ちょっと確認をしたいので

ありますけれども、それは、株式会社の決算の公

告ということを電子的手段ですべて行うということ

とでしようか。そして、すべての会社がホームページ

ページにそれを公告するというように運動してい

るんでしょうか。それとも、たまたまホームページ

に公告をしているものに対してもアクセスするよ

うなシステムを今つくろうとしているということ

なんでしょうか。

○寺田政府参考人 これは電子公告の法律に基づくものであります。義務ではありません。電子公告をしたい会社がするということございません。電子

公告の道へ進むだろうというふうに見込んでおり

ます。しかし、全部ではございません。

○早川委員 極めて高度情報社会にふさわしいイ

ンフラの整備が今進められようとしているんだな

ということを痛感いたしました。

ただ、これはあくまでも決算書類の公告という

ことでありますから、今度は、いわゆる会計

帳簿の作成の関係についてお伺いいたします。

取引先債権者等の保護という観点からありま

すけれども、やはり会計帳簿の記載というのは非

常に正確になされなければならない。今回の会社

法の改正の中ではどういう手当てがされている

か、改めて御説明をいただきたいと思います。

○寺田政府参考人 会計帳簿というのは会社に

とつて命でございますので、その正確性というの

は、かねてから会社の方々は意識してやっていた

だけておるとは思うわけですが、それでも、

しかし、それが法律上必ずしも担保されていない

のではないかという御意見もあつたわけでござい

ます。

そこで、今回の会社法におきましては、四百三

十二条において、会計帳簿を適時に、正確なもの

として作成しなければならないという規定を置い

ております。

現在の実務では、残念

ながら、一年に一回、税務申告時にまとめて記帳

するという運用がなされているところもあって、

ているわけでございます。

そこで、今回の会社法におきましては、四百三

十二条において、会計帳簿を適時に、正確なもの

として作成しなければならないという規定を置い

ております。

しなければならない。」ということになつております。

二項では、「株式会社は、会計帳簿の閉鎖の

時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。」という

ことで、これは考えようによつては大変な義務規

定になるだろう。

実際に、一般の中小の企業等の経営の実態を考

えますと、なかなかそこまでは対応できていない

のが実情である。今度の株式会社に対するの会社

法の規制というのは、相当高度の、社会に対しての

やはり正確な記帳をするということについての

意識づけを求めているんだなと思います。これを

実際に、実効あらしめるためにはさまざまな担保

が必要ではないのかな、教育も必要だと思いま

す。

まず、罰則があるのかないのかということ、

こういう正確な記帳、適時の記帳をしなかつた場

合にいかなるペナルティーがあるのかということ

と、それから、この規定をそれぞれの会社に普及

させるためにはどういう配慮をしていくのかとい

うことについてお伺いをしたいと思います。

○寺田政府参考人 この規定に対する違反につい

ては、百万円を上限とする過料の制裁を用意いた

しております。

先ほどの実態を前提にこういう規定を設けるわ

けでありますから、これは相当に行政といたしま

しても、いろいろな手立てをもつて関係者の方に

御努力をいただかなければなりません。中小企業の

関係の方が中心であろうと思われますけれども、

私たちも、関係省庁等とも十分に御協議をし、あ

るいは、いろいろな広報その他、この規定の趣旨

を御理解いただくような機会を、仮に法律が成立

いたしましたら、持つということによりまして徹

る、それほど厳しい法制なんだということの理解

が広がらない。そのためには相当程度の周知期間

というのを設けないと、この規定はなかなか大変な規定になるというふうに思いますけれども、この記帳関係の義務規定の施行はいつを予定されて

いますか。

○寺田政府参考人 先ほども申しました一般的な

施行期日、つまり、公布から一年半の間に政令で

定める日ということでございます。

○早川委員 これは要望でありますけれども、そ

の前にちょっと既存の株式会社あるいは既存の

有限会社等に対しての、この記帳義務については

どのようになつてしまふか。

○寺田政府参考人 これは、形の上では新しい規

定でございます。しかし、私どもいたしました

では、先ほど申し上げましたとおり、本来は正確

に、適時にやつていたかなきやならないという

ことは帳簿の性格上当然のことだと思つております

して、あえてその正確性と適時性を求めるという

ことを既存のものに適用しないという考え方ではございません。当然、そのような考え方でやつていた

だときたいと思いますし、また、二項は現在もある

規定でございますので、これについてはそのよう

な問題はないだろうというふうに承知いたしております。

○早川委員 新規設立の株式会社だけでなく既

存の株式会社にも同じ法の適用があるんだという

大前提であるとすれば、先ほど来御指摘申し上げ

ているとおり、実際の現場の実務との乖離が一番

多く見られるのがこの部分ではないだろうかな

と思います。そういう意味では、相当しつかりした

教育、周知、あるいは、さまざまな機関を通じ

て、やはり行き届いた配慮が必要であろうかと思

います。そのための特別の施策を講じていた

けれども、一項で、「株式会社は、法務省令で定め

るところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成

する」ということ、このような規定ぶりになつていい

るわけでございます。

○早川委員 会社法の四百三十二条でありますけ

ども、一項で、「株式会社は、法務省令で定め

るところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成

する」ということ、このような規定ぶりになつていい

るわけでございます。

○早川委員 これは、相当、経済産業省、中小企業

業経営者の相談等に当たっている機関を活用しな

いと、末端までなかなか、こういった会計帳簿の

記載についての義務違反について過料の制裁があ

ります。

明をいただきたいと思います。

代表訴訟の関係について、若干お伺いをしておきます。

私は、会社の経営者の姿勢を正していく、会社の経営のいわゆる法令遵守、コンプライアンスを確立するという意味では、代表訴訟制度というの非常に有効に機能したのではないかというふうに思つてまいりました。特に、代表訴訟を使い勝手がよい形にしてから非常にこれがふえた、有効に機能したというふうに思つております。もちろん、これが一つのきっかけとなつてさまざまないわゆる濫訴に近い形での訴訟が起こされたのではなく、これをもう少し抑制的な形に変えもらいたい、こういう要望があつたということは十分理解しておりますけれども、今回の会社法の中で株主代表訴訟制度についてはどのような見直しを行うことになつたんでしょうか。

○寺田政府参考人 株主代表訴訟はコーポレートガバナンスの一環としても非常に重要な制度です。平成二年以後も幾つかの整備がなされてきたわけでありますけれども、今回、さらにそれにつけ加えまして、一方では株主代表訴訟を提起することができない場合というものを明確化いたしております。

これは、本来は株主が会社のために、取締役の不正行為によって会社がこうむつた損害を回復するというのがその趣旨でございますけれども、訴訟を提起することによって会社から何らかの利益が得られるんではないかというようなことも考えて起つてされる、そういうことはこれまでも訴権の濫用ということで、裁判所が実務上の運用で解決していただいている部分もないわけじゃありませんけれども、この際、それを条文上もはつきりさせよう、こういう趣旨でございます。

他方、最近の組織再編の非常に盛んになつたことによつて、株主代表訴訟を起こしていくてもいつの間にか株主でなくなつてしまつという事態が何件か生じたわけであります。代表的な裁判でも既に出ております。これは、株式交換や合併等によ

りまして原告適格がなくなつてしまつということによって却下されるんではないかという問題であります。

私は、これについて、原告として株主代表訴訟を起こした株主が株式交換等によって株主でなくなつた場合であつても、その会社の完全親会社の株主となる場合など一定の場合、それが合理的だと思われる場合には原告適格を失わないようにする、これが八百五十一條でございます。

三つ目は、株主から役員に対する提訴請求を受けたにもかかわらず、会社が何ら訴えを提起しないという場合において、株主側には必ずしも十分な会社側の事情というのはわからないわけであります。したがいまして、むしろ、会社の側から積極的に、なぜ訴えを提起しないのかということを明らかにしなきゃならない、こういう規定を八百四十七条四項で新設する。この三つが今回の株主代表訴訟をめぐる改正のポイントでございます。

○早川委員 今回の会社法の制定の中で、特別清算についての見直しがされているということのようあります。これは、倒産法制の中でさまざまな制度改正がなされてまいって、本当に倒産法制の整備状況とすることは画期的なものだと私は高く評価をめぐる改正のボイントでございます。

この会社法の中では、倒産法制の中でさまざまな制度改正がなされてまいって、本当に倒産法制の整備状況とすることは画期的なものだと私は高く評価をめぐる改正のボイントでございます。

この会社の整理は、株式会社の再建のための制度でございますけれども、ほとんど利用がございません。現実には実は民事再生法が非常に利用しやすくなりましたために、やはりほとんどの会社の再建というのは民事再生法が利用されるというのが実情でございます。

私は、この整理というのをさらに整備して使いやすくするということもあり得ることではあるとは思つたわけでございますけれども、しかし実際に言うと民事再生法で事足りるのではないかというような判断で、今回は会社の整理という制度を廃止するということにいたしたわけでございます。

○寺田政府参考人 おつしやるとおり、倒産法制度でございますけれども、ほとんど利用がございません。現実には実は民事再生法が非常に利用しやすくなりましたために、やはりほとんどの会社の再建というのは民事再生法が利用されるというのが実情でございます。

私は、この整理というのをさらに整備して使いやすくするということもあり得ることではあるとは思つたわけでございますけれども、しかし実際に言うと民事再生法で事足りるのではないかというような判断で、今回は会社の整理という制度を廃止するということにいたしたわけでございます。

○早川委員 いわゆる倒産処理法制について、本

になつておりますけれども、この四分の三というのが非常に重いわけであります。

他方、この間の倒産法制の見直しにおいては、多数決の要件というのがかなりあちらこちらで緩和されております。そういったことのバランス上、もう少しここでも要件を下げればこの制度も利用されるんではないかという考え方でございます。

して、今度の会社法では、先ほど議決権の総額の四分の三以上と決まつておりましたところを議決権の総額の三分の二以上に直してございます。これが一番大きな修正でございますが、そのほか、親子会社の管轄についての特例の創設あるいは特別清算開始の効力を受ける債権の範囲についての限定等も行つております。

もう一つ、会社の整理についてのお尋ねがございました。

この会社の整理は、株式会社の再建のための制

度でございますけれども、ほとんど利用がございません。現実には実は民事再生法が非常に利用しやすくなりましたために、やはりほとんどの会社の再建というのは民事再生法が利用されるというのが実情でございます。

私は、会社というのについては、余り何度も

細かい改正をしてわかりにくくしてしまうことは避けなければならない。取引関係の安定のために基本部分はしっかりと維持しながら、しかし個別的事象に対応するための必要な法制は、適宜その必要性に応じた限りの法制を導入する。例えば、企業買収の関係でさまざまな法律問題が発生した場合、今までの基本法制の中で対応し切れない場合には、そういった部分についてだけ特別に配慮した、その時点でのさまざまな意見を踏まえた法制を整備することが望ましいのではないかと思います。

私は、この間、民事再生法、破産法を整備するとい

います。

あわせて、これは諸外国での法制もしっかりと受けとめながら対処をしていただきたいと思います。私どもが対処すべきことでありますけれども、要請をしておきたいと思います。

以上であります。ありがとうございます。

○塙崎委員長 午後一時から委員会を開催するこ

ととし、この際、休憩いたします。

午後零時十一分休憩

○佐々木政府参考人 合同会社に対する課税の件でございますが、今回の会社法案に対応する税制の整備につきましては、その施行に合わせまして今後の税制改正において対応する予定でございます。現時点で財務省として合同会社の制度についての具体的な課税の考え方を申し上げるといふのは非常に困難であるということを御理解賜りたいと思います。

ただ、あえて一般論を申し上げますと、事業体の収益及び費用を帰属させる実質が備わっているということがその事業体に係る納税義務者の要件であるというふうに考えておりまして、合同会社の課税関係につきましては、こうした考え方や他の会社形態とのバランスなどを十分に踏まえ、その法的な位置づけに沿つた適正な課税関係が構築される必要があるというふうに考えております。

○早川委員 いろいろと今回の会社法の中身について御説明を賜りました。

私は、会社というのについては、余り何度も細かい改正をしてわかりにくくしてしまうことは避けなければならない。取引関係の安定のために基本部分はしっかりと維持しながら、しかし個別的事象に対応するための必要な法制は、適宜その必要性に応じた限りの法制を導入する。例えば、企業買収の関係でさまざまな法律問題が発生した場合、今までの基本法制の中で対応し切れない場合には、そういった部分についてだけ特別に配慮した、その時点でのさまざまな意見を踏まえた法制を整備することが望ましいのではないかと思います。

私は、この間、民事再生法、破産法を整備するといいます。

あわせて、これは諸外国での法制もしっかりと受けとめながら対処をしていただきたいと思います。私どもが対処すべきことでありますけれども、要請をしておきたいと思います。

以上であります。ありがとうございます。

○塙崎委員長 午後一時から委員会を開催するこ

ととし、この際、休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後一時一分開議

○塩崎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○谷口委員 公明党の谷口隆義でございます。

企業社会の基本法と言われております会社法に関して、よろしくお願ひいたします。

商法というのはビジネスの世界では非常に重要なわけで、そういうこともございまして、公明党の中に企業法制プロジェクトチームというものをつくりまして、私、その座長をやつておりますけれども、そこで法制審議会の委員の方々、また法務省の方々に五点にわたって提言をさせていただきまして、そのことも念頭に入れて、本日、質問をさせていただきたいというように思いますので、よろしくお願ひをいたします。

今申し上げたように、商法の改正の変遷と申しますが、これはもう長い歴史があるわけで、もともとの旧商法が制定をされまして百年以上たつわけで、今回のこの改正というのは大変大きな改正をされたものである。我が国経済の進展とともに幾たびかの改正が加えられ、また、第二次世界大戦の敗戦により、米国の占領下の中で我が国社会経済の米国化が行われ、当初ドイツ法系であった会社法も米国制度を大量に受け入れた。その後も幾たびかの改正が行われ、現在に至っているというような状況のようでございます。

そこで、まず初めに、法務大臣にお伺いをいたしたいわけでありますけれども、この会社法制、ドイツ法を基にした法律といえど債権者保護の立場に立った法律、一方、アメリカ法を基にした法律といえど投資家保護の法律、こういうようになりますけれども、今回のこの会社法案は一体どのような観点に立った法律なのか、御見

解をお述べいただきたいと思います。

○南野国務大臣 公明党さんにおかれましても、今御検討が進んでおり、御提言がなされたというふうにお聞きいたしております。

先生の、ドイツ法、アメリカ法、それがどのようなる形になっているのかというお尋ねでございます。

会社法制の現代化を内容とした会社法案の基本理念は、会社経営の機動性、柔軟性を向上させますとともに、会社経営の健全性をも確保するということによりまして、より効率的で健全な企業社会を構築するというものです。

会社法の立案に当たりましては、ドイツ、アメリカ力を初めとして、諸外国の会社法を参考にいたしておりますが、会社法制が取り組むべき課題は、各国の社会経済や文化の状況に応じまして異なると理解いたしております。

御指摘の債権者、投資家といった会社の利害関係者の利益の保護につきましては、会社法の重要な役割の一つでございますが、会社法制において、会社法制の取り組むべき課題に適切にこたえて、日本独自の法制と、大変これは重要なことではありますけれども、やはり会社法が一つの理念を持っておつて、その理念の中で一体どういう方向に向いていくのかというのもまた非常に重要なことでございます。

○谷口委員 今大臣がおっしゃったように、日本

とつてはありがたい法制でありますけれども、一方で、会社の資本の充実の原則という観点で見たときに一体どのようなとらえ方をされるのか、また、この資本充実の原則というのが一体見直しを

たしたいと思います。

○寺田政府参考人 最低資本金の制度の撤廃でございますが、これは、平成二年にこの制度が導入された際は、一つは理念的な問題がございました、やはり有限责任の会社というのはそれ相応の実体が必要である、それは見かけ上も必要であるというような考え方でございました。もう一つは、どちらかというとより機能的な問題かもしけれませんが、本来、株式会社と有限会社というのには、どちらかといふと実態が合わなければいけないといふ原則からいたしましたと、今は少しも後退はないでないということになるわけで、単に、設立時にそれだけの名目上の金額を設定するということをやめたというにすぎないわけであります。

むしろ、今回の会社法におきましても、例え新規法の二十八条でありますとか三十三条等をござるにいたしまして、原則として、払い込みをなす際にその金額が資本という金額に見合つたものでなければなりませんので、これは当然現金ということを原則とするわけでございますし、現物出資が仮に行われる場合には、それに付いて検査役による調査というのも十分に行われる、こういうことを建前といたしておりますから、考え方は実質的には全く後退していないというふうにお考えいただければと思います。

○谷口委員 今民事局長がおっしゃったように、配当可能利益の純資産を維持するというところがやはり最大のポイントだというふうにおっしゃつたんだろうと思うわけでございます。今おつしやつたように、起業の際には、最低資本金の撤廃は非常に有益なわけで、そういう意味では、私は今回非常によかつたのではないかというふうに思っております。

それともう一つは、株主平等の原則というのがござります。現行法上は、商法三百四十五条第一項に規定しておりますように、企業が数種の株を発行している場合に定款変更があり、その定款変

りたがつて、改めて申し上げるまでもありますけれども、資本金という形式上、名目上の金額が高いかないはあるかないかということではなくて、現実に出資がされた際に、払い込まれる資産の持つている機能のうちの配当規制、つまり配当可能利益の範囲内で配当が行われるべきであるべき配当規制、つまり資本充実の原則の本当の底にある考え方を出すと、この原則が、その結果たす機能が、設立時に幾ら名目上なければならないかというふうに思つております。

その次に、そういうことの前提でお話をさせていただきますが、商法の中にいろいろ原則がございます。資本充実の原則というのがあるわけで、企業の企業行動に配意をした最低資本金規制の撤廃、このようなことが行われたわけで、これは一定程度で起業できるということで大変中小企業に

更によつてある種類株の株主が損害を受けるといった場合に、株主総会の決議のほか、その種類の株の株主総会の決議を要しておるわけでございました。これが今申上げました株主平等の原則から考えて、一体どのよう考へるべきなのか、御答弁をお願いいたしたいと思います。

○寺田政府参考人 株主平等原則というものは大変重要な原則でございますけれども、これは現行法では規定はございませんけれども、当然の前提とされてゐるわけであります。それは、やはり株式会社といふものが投資者の有限責任で成り立つてゐるわけですから、その株と株の間では平等だということがやはり原理的に決まつてゐるからであります。しかし、実際の株式会社法制におきましては、單一の株式の性格ではございませんで、我が国において多額の資金を集めるということによって成り立つというそもそもの由来がございますので、それを株という単位に分けて投資を求めるということから、その株と株の間では平等だということがやはり原理的に決まつてゐるからであります。

それで、建前上では、株主平等原則というのはそれぞれの種類株の株式を持つてゐる株主間に言えるわけでありまして、種類株をまたいでは、これは観念的には株主平等原則ではございません。ただ、もちろんそこには合理的なある種の対応がなければならないということから、いろいろな法規制は調整規定としては想定はされておりませんけれども、株主平等の原則は、そういう意味では建前上は働かないということであります。

しかし、いずれにいたしましても、先ほど御指摘のありました商法三百四十五条の一項というのには、この種類株主にとりましては非常に重要な規定であります。これまで、必ずしもその適用範囲が明らかでございませんで、どのような場合に

こういつた種類株主総会を開くのかということは、利益を不當に害するということだけが指標になつておりましたので、かえつていろいろ混乱を生ぜしめることになつております。そこで、今回、三百二十二条の一項にこの新しい規定を置いておりますが、そこでは、現行法の解釈として一般的に認められているものであります株式の種類の追加、株式の内容の変更等を類型化いたしまして、それらについての定款の変更といふのが種類株主総会の対象になるということを明瞭にしておられるわけでございます。それについて、これまでより後退したということはございません。

○谷口委員 なお、このほかに、三百二十二条は二号以下に

この種類株主総会についての別の類型を置いているわけでございます。

○谷口委員 今、特定のところを申し上げたわけではありませんけれども、この会社法全般の思想として、考え方として、株主平等の原則は一体どのようになっておられるのか、御答弁をお願いいたしたいと思います。

○滝副大臣 今民事局長から基本的な考え方につ

いては申し上げたところでござりますけれども、

基本的には、委員御指摘のとおり、株主平等原則というのは、この新しい会社法においてもその原則を貫くということについては何ら変わりはないわけでございます。

ただ、今回の場合には、今までが理念的に原則

として観念されていたものが、今回は百九条といふ条文で、株式の内容及び数に応じて平等だといふことで、改めて基本原則を明確にしたというのが今回の会社法の特徴でございまして、单なる考え方を条文に落としたということを明らかにしておるわけでございます。

○谷口委員 いずれにいたしましても、株主平等の原則が後退したということはないというような

ことになつておるわけであります。機動的、彈力的に運用できる合同会社、株式会社という事業体の形態がござります。これらが組織変更ができるということになつておるわけであります。

○寺田政府参考人 調査室がおつくりになつた資料の八十七ページに非常に簡潔でわかりやすい図をお示しになつておられますので、それをごらん

な点で図られておるわけでございます。現在、株式会社が百十四万社、このうち九八・三%が中

小企業でございます。有限会社百八十五万社、合

名会社一万九千社、合資会社八万六千社のほとん

どが中小企業であります。また、この中小企業は日本の産業、経済を支える活力の源でございます。

今回、先ほど申し上げましたように、最低資本制度の撤廃だとか有限会社と株式会社の一体化、このようなことを図られたわけであります。

そこで、お伺いをいたしたいわけであります。

れども、中小企業の企業行動について、この法案は一体どのようなことを期待されておられるの

か、大臣にお伺いをいたします。

○南野国務大臣 お尋ねの会社法案におきましては、会社制度の利用者の大半を占める中小企業の視点に立つて、株式会社と有限会社の会社類型の統合、または機関設計の規律の柔軟化、さらに会計参与制度の創設など、改正を行うこととしてお

ります。

このような改正は、中小企業がそれぞれの会社の実情に応じまして、適切なまたは最適なとい

ましょか、機関設計を採用することを可能とするものでございまして、中小企業の経営の効率性または信用力の向上に資するものと期待いたしております。

○谷口委員 そこで、ちょっと具体的なことをお伺いいたしたいわけでありますけれども、今回、

しょこと言われる、会社法上合同会社と言われる

うようなことが会社の発展において考えられるものでございまして、逆に、一部の社員の無限責任社員となれるというようなこともございまして、合名会社、合資会社が、必ずしも今までのよう

な、全く利用から見放されているという状態ではないことになるのではないかという感じが私どもとしてはいたしております。

そこで、さまざまなかつておられる、あるいは法人が無限責任も会社の設立ができる、あるいは法人が無限責任例がないのはそのとおりでございます。しかし、

今回、これまでには認めてこられなかつた、一人でも無限責任社員が必ずいる、こういう類型でございます。

確かに、これまで合名会社、合資会社は、明治時代はともかくといつても、最近は余り利用

されることはないと私は考えております。

そこで、お伺いをいたしたいわけであります。

れども、中小企業の企業行動について、この法案

は一体どのようなことを期待されておられるのか、大臣にお伺いをいたしました。

○寺田政府参考人 合同会社と合名会社、合資会

社の関係でございますけれども、まず、合同会社は今回新たにつくるものでございますけれども、

基本的に、出資者全員が有限責任でございます。これに対しまして、合名会社、合資会社は少なくとも無限責任社員が必ずいる、こういう類型でございます。

○寺田政府参考人 この合名、合資というのは、最近は余り設立の件数がないというようなことを言われておるわけでありますけれども、この合名、合資に合同会社が組織変更できるというような、この趣旨は一体どういうような趣旨なのか、お伺いをいたしたいと思います。

いたぐと一発でわかるわけですが、それでは

も。

基本的には、無限責任社員あるいは有限責任社員の退社によりまして、合名会社、合資会社と合同会社の名前だけが変わる、つまり、合資会社の有限責任社員がいなくなりますと、これは合名会社になります。これは合名会の退社という形でござります。これについては別に要件はございません。

これに対しまして、社員の責任の変更や新たな社員が加入するということがございますが、これはすべて定款の変更が必要で、一般的には、これは人的会社でございますので、全員の同意でもつて定款を変更するわけですが、そういう手続で組織間の変更が行われるということでござります。

○谷口委員 調査室の資料を読みたいと思いますが、いろいろな形で実態的に、市中では組織変更が、類型間の変更が行われるのではないかと思うわけであります。

そこで、先ほど申し上げた、非常に機動的な事業体、LSC、合同会社についてお伺いをいたしました。いろいろな形で定款の変更が必要で、この合同会社は有限責任で審議をされてもう上がったと思ひますけれども、LSCというのがあります。これは組合形態ですけれども、このLSC、合同会社は会社形態でございます。この合同会社が広く普及するためには、税制上のこともあるのだろうと思います。しかし、これは法人形態でございますから、LSPのように構成員課税、バスルーチャー課税がなかなか難しいのだろうというように思っております。しかし、これが広く使われるためには、税制上の対応も進めていく必要があるというように私は思つておるわけでございます。

そこでお伺いをいたしたいのですが、合同会社

は定款自治が広く認められておるわけです。それで、剩余金の分配のときに、現行法では、出資の割合に応じて利益の分配があるということが行われるわけでございます。

われておるわけでござりますけれども、今回の合同会社は定款自治が広く認められておりましたから、例えば技術はあるのだけれども金がない、金があるのだけれども技術がないというような人たちが出資をしてやるのだけれども、今までであれば出資額に応じて分配ということをございましたので、なかなかうまくいかなかつた。今回の場合は、出資は少ないのだけれども分配はある程度いだきますよといふことになるのだろうと思つておりますが、これはどうでしょ

うか。

○寺田政府参考人 おっしゃるとおり、この日本版LSCと申しますか、合同会社は、外部的には有限責任の出資者による法人でございますが、内部的には組合そのもののような形態を認めております。したがいまして、定款の定めによつて、出資額の比率に応じない多様な分配をすることが可能でございます。もちろん定款に定めがなければ、基本的に出資額に応ずる、こういう定め方になつております。

○谷口委員 それが非常に使い勝手がいい事業体だということになるわけでござりますが、一方で使い勝手がいいということは、これを悪用しているいろいろなことができるということもあるわけで、そのような観点でお尋ねをいたしたいわけでもありますけれども、実はアメリカで以前大きな粉飾事例がありまして、エンロンという会社が傘下にSPC、特別目的会社というのを三千近くつづいたのですね。それで本体の損をそのSPCにどんどん振つていって、それが連結の範囲に入つてになつたのですから、本体のところだけ格好よくなつておつたけれども、実態はそうでなかつたというような粉飾事例がございました。

ですから、そういう観点でいきますと、非常に使い勝手のいい事業体でございますから、これか大手の会社がこのような合同会社をつくり、い

ういろいろな形でこれを使つていくのだろうというふうに思つておるわけでございます。

そこで、きょうは金融庁からきていただきておりますが、これは先ほどのLSCのところででもお聞きしたわけでござりますけれども、連結グループに入るのかどうかというのが非常に難しいですね。これが、出資で過半数を持つておつたら、これはもう連結子会社だということでこのグループに入るわけですから、さつき申し上げましたので、なかなかうまくいかなかつた。今回の場合は、出資は少ないのだけれども技術があるからということで、持ち分が分かれるわけです。

ね。出資以上の持ち分が得られるということになると、これに応じた会計規則、会計原則の変更が必要なのだろうと思います。これは会計原則ですから金融庁がやつておるわけではありませんが、金融庁は監督官庁ですから、金融庁の立場で御答弁をお願いいたしたいと思います。

○振角政府参考人 お答えさせていただきたいと思います。

LSCのときも御議論いたきましたけれども、基本的に証取法に基づく連結財務諸表において、親会社が他の会社等を支配している場合、これらを子会社として連結しなければならないとされておりまして、LSCについても、親会社が支配していると認められる場合には連結されるという事例になつてゐると思つております。

そういうのをどういうふうに判断するかということは非常に重要になつてくると思っておりまして、そこは、意思決定機関を支配しているか否かといふことがありますと、一般的に支配しているか否かというのをどういうふうに判断するかといふことが非常に重要なことになつてゐると思つております。

そういうふうなことをうなづいておつたけれども、実はアメリカで以前大きな粉飾事例がありまして、エンロンという会社が傘下にSPC、特別目的会社というのを三千近くつづいたのですね。それで本体の損をそのSPCにふうに思つておるところでございまして、先ほど

いすれにしても、今後、LSCについては組織形態が多様であるということが予想されるために、支配しているか否かの判定に当たりましては、実態に応じた検討を行う必要があるというふうに考えているところでございます。

先生も御指摘がありましたように、基本的にはこれは企業会計基準委員会で決める話だと思っておりますけれども、我々としましても、このよう

な経済取引等の進展を注視しながら、適切な会計処理が行われるよう努めてまいりたいというふうに思つております。

○谷口委員 今まさにおっしゃつたとおりで、これからこれが実態的に組成されるというときにそういう基準をつくつていく必要があるだろうとうようにも思つておるわけでございます。

それで、合同会社が悪用されるような場合の悪用例について今例示をしていただければ非常にありますけれども、出資者が債権者からの追及を免れるなどの法人格を濫用する目的で、合同会社を設立する場合が想定されます。

では、この場合にどういう法的な対応が用意されているのかということでございますが、本会社が執行する社員に対し責任の追及をすることができるという規定を置いております。

また、第八百三十二条ですが、債権者からの追及を免れるために合同会社を設立した場合においては、社員の債権者に設立取り消しの訴えの提起権を与えるというふうにしております。

さらに、法人格の濫用によって損害をこうむつた者につきましては、法人格否認の法理により保護を図られることになるというふうに考えております。

が、例えば個人の財産を債権者から隔離をすると、いつたような場合は悪用例として考えられるんでしょうか。

○寺田政府参考人 それはまさにそういう例を今想定されて政務官からお話し申し上げたところであります。政務官が申し上げたことの一部が、今、谷口委員が御指摘になつた例でございます。

○谷口委員 これは非常に難しいところがあると思うんですね。やはり積極的に頑張つてもらいたいという意味合いもあつてこの合同会社をつくつたわけですから。しかし一方で、現実にはいろいろな形で、このぎりぎりのところを行われる可能性もあるということですから、できれば具体的なガイドラインみたいなものを、一応こうしたこと

が違法と考えられますよというものをつくったいわけでございますが、今回の会社法案では、現物配当ということが認められるようになつております。現行法では金銭配当のみですから、これはいろいろな形で大きな影響が出てくるかもわかれません。

その場合に、一つは、先ほどの民事局長のお話にもあつたように、資本充実の原則というのは配当可能利益の純資産を維持することだというようなお話をあつたわけですから、この現物といつた場合に、例えば、いろいろなことが想定されるんだろうと思うんですね。自社がつくる製品を配当がわりに株主に配るといつたようなことだとか、また、小さな会社の場合は、ある不動産があつて、この不動産の持ち分で分割をして配当にかえるというようなことだとか、いろいろなことが想定をされるわけでございます。

まず初めに、どういうようなものがこの現物配当の対象として考えられるのか。また、この評価の問題が出てくると思うんです。配当規制を超えて

るか超えないかというぎりぎりの場合に、この会

社の商品が原価なのか売り値なのかというようなことだと、現物配当の場合は評価が必要になつてくるわけでございます。この評価についてもどのようなことを考えておられるのか、御答弁をお願いいたしたいと思います。

○寺田政府参考人 今回の改正法においては、御指摘のとおり、配当をするものというのは財産的価値があるもの一般でございます。したがいまして、どのような財産かということに制限はございませんが、実務上を考えてみると、やはり株式あるいは債券が多いのではないかというふうに考えております。

具体的には、例えば株式分割をした場合における分割会社がこの分割によって取得した承継会社の株式を分割会社の株主に分配する。あるいは、未上場の株式会社が、上場会社である関連会社の株式を多数持つている場合に、これを株主に現物配当するというのが想定の、あり得るケースの主なものではないのかなというふうに考えているわけでございますが、ほかにも、委員が御指摘のとおり、自社製品とかいろいろなものがあり得るわけでございます。

その場合に、配当利益の関係でどう評価するか

ということが非常に微妙な問題になりますが、これに計上された価額、つまり簿価でございますので、時価ではございません。そういうことで、一般的な考え方で沿つて行われるというふうに御理解いただきたいと思います。

○谷口委員 その場合に、それはなかなか求めろうかと考えております。

ただ、自社製品の簿価というのは製作価格であ

るうかと考えております。

○谷口委員 例えば、さつき局長がおつしやつた

れば問題にならないということですか。

○寺田政府参考人 配当可能利益の算定というのは帳簿上のものでございますから、あくまでそれは簿価で計算するということでございます。

○谷口委員 それを配当した後に、株主から、会社財産を不払い戻したといったような訴訟があつたときにも十分対抗できるということです。ですが、それでよろしいですか。

○寺田政府参考人 価額の算定というのは非常に難しいものでございますから、そもそも簿価が正しいかどうかという問題はもちろんございます。そういうことで、場合によっては違法配当の責任を追及されることがないわけではありません。しかし、正しい簿価が記載されていれば、その簿価によるということになるわけでございます。

○谷口委員 今、局長がおつしやつたことは非常に重要なことです。これは、いろいろな形でこれを、まあ悪用とは言いませんけれども、配当可能利益の潜脱行為に行われる可能性があり得るということだと私は思うわけですが、今おっしゃったことを同じように答弁なさるんでしょうが、同じことだ。

○寺田政府参考人 そのとおりでございます。つまり、配当可能利益の計算というのはあくまで帳簿上の掲載に基づいて行われるものでございますので、それはむしろ、帳簿以外のものを基準にすることはできないわけでございます。

ただ、その帳簿が正しく記帳されているかどうかという問題はもちろんあるわけでございます。○谷口委員 もつと端的な例で申し上げますと、ある会社が有価証券をたくさん持つておられた、配当可能利益はもう算定できるわけですね。この配当可能利益でこの簿価が、古い年代の株をたくさん持つておられて、これを現在価値に引き直すともう全然違うといったような場合に、これは簿価でいいということになつてくると、これはちょっと違つてますから、それはそうではなくて会計帳簿に基づく以上はそ

うならざるを得ないわけであります。

○谷口委員 前半の部分はよくわかるんですよ。それは配当可能利益が算定されますから、その配当可能利益の範囲内で配当するわけですね。配当しないと、それは取締役も責任を問われますから。そのときにこれが簿価だと、この二十年ぐらい前に買った株を配当で回すときに、簿価だからそれで問題ないんだというように今おつしやつたよ

ているわけですかけれども、ちょっと私は信じられないわけです。

されども、例えば、バランスシートでいいですけれども、取得価格で計上されている場合と、これが時価で計上されている場合とあるんだろう

と思うんですね。時価で計上されている場合は、これは毎年ありますから、それはそれでいいわけです。取得価格で計上されているような

ものがありますと、現実の価格と非常に乖離があるというように思うわけですかけれども、しかしそれも簿価だから、簿価だというのは、配当可能利益の算出は機械的にできますから、その範囲内だからいいんだと、果たしてそう言えるのでしょうか。

○寺田政府参考人 再三同じことを申し上げて恐縮でございますけれども、その会社の配当可能利益の計算というのが会計帳簿に基づくものだといふことで簿価上の価額を基準としているということであれば、そななざるを得ないわけでございます。

ただし、その会社が、時価評価というのを全部基準にしてやるというふうに会計の基準の選択を切りかえれば別でございます。しかしそれは、簿価でやつているのか時価でやつているのかは外部にわかるわけでございますから、そういうことを前提にすべて議論がなされているわけ、おつしやるよう、これはもう時価会計を議論される際に常に問題になることでございます。簿価上の規制にするといろいろおかしな問題が出てくるとおつしやるわけでござりますけれども、それはそういう基準をとっている以上はやむを得ないものではないかなというふうに考えております。

○谷口委員 これは、私は冒頭申し上げましたように、今までの金銭配当ならば何も問題なかつたわけです。現物配当ということに今回なつたわけで、私はそこでそういう問題が出てくるのではないかという疑問をちょっと呈しておるわけでありまして、ちょっと今、私、民事局長がおつしやつたような、果たしてそれになるのかどう

か。今お聞きした段階ではちょっとどうもびんとこないんですが、これは長いこと時間をとつても仕方ありませんから、一応、私の申し上げたいことを今申し上げたわけあります。

次に、会計参与についてお伺いをいたしたいと思います。

今回、会計参与という制度が導入をされました。これは、株主総会によつて選任をされて、会計に関する専門的識見を有する者が、取締役、執行役と共に計算書類を作成する、また、当該

主、会社債権者等に対して開示することを職務とする会社の機関である、こういうことで今回できただけでございます。

この会計参与を設定された目的について、大臣にお伺いをいたしたいと思います。

○南野国務大臣 先生お尋ねの目的でございますけれども、会計参与は、公認会計士または税理士の資格を持つ人が取締役と共にして計算書類を作成する株式会社の機関であります。特に、中小の

株式会社の計算書類の適正を確保しようというも

のでございます。

今回の会社法改正では、有限会社を株式会社に統合するとともに、株式会社につきましても、役員が取締役一人で足りる有限会社と同様の機関設計を認めることとしたわけでございます。

他方におきまして、株式会社につきましてはその規模を問わず決算公告が要求されるために、このような監査役を置かない簡素な機関設計の株式会社でも、計算書類の適正さを確保する必要がござります。そのようなこととから、会計参与制度を創設するに至つたというわけでございます。

○谷口委員 会社の作成する計算書類の信頼性が担保されるということで、これは私は大変いいことがあります。

それで、次にお伺いをいたしたいわけでありま

すけれども、私は午前中の審議をちょっと聞いておりませんでして、この合併対価の柔軟化、三角合併等のこととも出たんだろうと思うわけでござい

ます。

○寺田政府参考人 会計参与は、やはり債権者を初めといたしまして、会社を取り巻く会計上の処理というのが株式会社の基本だということからしますと、非常に重要な一步だというふうに考えております。ただ、現在も監査役でおやりになれる

こと、あるいは取締役でもやりになれることが認められます。それを専門家がやるということでございますから、設置はいろいろな会社の実情に応じて任意でやついていただくということでございます。

私どもは、むしろこの設置が任意であるということを基本に考えますと、それについて、現に会計参与になられる方が実績を上げていただくといふのがやはり一番大きなポイントであろうかと思ひます。つまり、会計参与を置いた結果、やはり計算書類というのは随分適正になつたな、あるいは信頼性が上がつたということで融資をより受けられやすくなつたというふうな結果が出る、こういうことが多くの企業に会計参与が利用されるキーポイントではないかなというふうに考えております。

今回の会社法案は、組織再編、これは大変重要なポイントでございます。金銭だけではなくて、株式その他の資産で交付が認められる。買収、合併をする場合等々ですね、その対価の柔軟性。また、三角合併で親会社の株式を消滅会社の株主に割り当てられるといったようなことが認められる

というのは大変いいことだと思います。

一方で、敵対的買収に対して大変危機感を感じております。ただ、現在も監査役でおやりになれるところもあります。敵対的買収は、三

角合併は必ずしもそういうようなことを想定したことではありませんが、十分この制度を利用してくれる可能性もあるというようなことなんだろう

うと思います。

そういうことも含めまして、今回の会社法案が

外國企業が日本企業を買収するようなことになる一つのきっかけだというようなことを言われておられるわけでございますが、この会社法案は、一体、外國企業が日本企業を買収しやすくなつた法案だと思いますのであります。お伺いいたしたい

と思います。

○寺田政府参考人 今回の合併対価の柔軟化は、

これは国内の企業にとりまして、むしろ、一〇〇%子会社を持つている企業が一〇〇%を維持したままで合併をしたい、あるいは正確に言うと、させたい。あるいは、上場していない会社が上場している会社を吸収合併する、そういう際に、やはり自分の会社の株よりは親会社の株、あるいは現金、何らかのほかのものを利用した方がいいのではないかという声が多数寄せられた。そういうことに基づいて、日本企業の再編成を可能にするという意味でも非常に大きな位置づけを持つてくられたものであります。

ただ、おつしやるとおり、法案を提出する過程で、外國企業の参入、敵対的買収を許すものではないかという御意見もありました。

とともに、三角合併にせよ、あるいはほかの企業再編の手段にせよ、最終的には当該企業同士でこれは友好的に、つまり経営陣同士あるいは株主同士で理解し合つた上でなされなければならない

わけでござりますから、敵対的買収と合併対価の柔軟化が結びつくということは、直接的には全くないところでございます。

ただ、段階を踏んで行われる敵対的買収がもちろんあるわけでございまして、その第一弾としては、ねらつた会社を敵対的にT.O.Bなりなんなりを利用してまで買収するということがあり、それを買収した上で、さらに外国の親会社に相当するものが子会社同士を合併させるということが一つの日本における投資の手段として考えられないわけではないというところから、敵対的買収と結びつけてお考えになるところがおありになつたわけであります。

したがつて、そういう環境の整備が外国企業を引きつける面が全くないかといえ、それは間接的にはあり得ることでございますので、私どもも、これに対しましては、逆にむしろ敵対的買収については対抗策をさまざま用意しておりますという会社法案の中身の説明を申し上げたわけでござりますけれども、そういうような敵対的買収に対する対抗策を含めた買収問題と合併対価の柔軟化を含めた合併法制の問題は、本来は直接関係ない、切り離して考えられるべきところだらうというふうに考えております。

〔田村（憲）委員長代理退席、平沢委員長代理着席〕

○谷口委員 私もそう思つわけであります、こ

の使い方いかんによつて、やはりそういうことも危惧するような会社もあるんだろうと思います。現に、現行法でもそういう敵対的買収に備えるような対応はできるわけでありますけれども、恐怖心を持つておられる企業もあるのは現実の問題であります。

それで、その次にお伺いいたしたいのは、一般的に、外国企業は割と高株価政策をとつておるわけであります。それは、配当率も高くて、いろんな株主に対するアピールもし、いろんな努力をして、大変高株価を維持するというところに一つの

大きな企業としての目的を置いておるところがあるわけでございます。

そういうような高株価の外国企業が、我が国的企业、これは優秀な企業でもそれほど株価が高くないといつたようなところもあるわけです。そういうようなことなどころに、親会社の高い株価を割り当てるということによって買収を進めていくといふこと、それが、このようなこと、高い株価の外企業が優秀であつても低い株価の日本企業を買収するといったような可能性についてどのようにお考えなのか、御答弁をお願いいたしたいと思います。

○寺田政府参考人 これは、ただいま申上げましたとおり、この合併の対価の柔軟化によつて、日本の株価の低い企業の買収がやりやすくなっていることは、一般的には想定されないわけであります。

もちろん、これに対しましては、むしろ会社法としては、さまざまな買収に対する対抗策を用意いたしておりますし、また、買収に対する対抗策というのはさまざまございます。今おっしゃつた、低い株価を高株価に変えるために配当をふやさるとか、いろいろなことを工夫されるわけであります。それは企業がいろいろ工夫でおやりになることであります。ただ、この会社法は、そういう企業の努力をやりやすくするという意味で、さまざまな手段は提供する。

○谷口委員 私もそう思つわけであります、これは委員も先ほど御指摘になられましたように、何も買収すべてが敵対的ではないわけでございますし、また、仮に敵対的な買収でも、部分的には刺激になつていいというお考えも、経済全体をごらんになる立場からおありになるわけでございまして、さまざまなことが考えられるわけでござります。

○田村（憲）委員長代理退席、平沢委員長代理着席

○谷口委員 時間が参りましたのでこれで終わりたいと思いますが、きょう、一時間いただいて、いろいろなお話をさせていただきました。

特に、最後の敵対的買収、まさに局長おつしやるよう、きょうの午前中のところを私、ちょっとテレビで見ておりましたら、大体一割から二割ぐらいは敵対的買収だというようなデータがあるようです。ほとんどが友好的な買収ということで、再編をしたり、また組織改編をしたりといった場合には非常に彈力的なやりようができるわけで、今回のこの法改正につきまして私どもも支持するところでござりますけれども、一方で、我が国を取り巻く日々の企業の中には、この際、我が国に乗り込んでいくということで、この改正商法、会社法を非常に勉強しているというようないいと聞いておりますし、また、その観点で、この会社法の運用は非常に重要だと思つております。

以上で、時間が参りましたので終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○平沢委員長代理 次に、吉野正芳君。

○吉野委員 会社法の審議も午後に入つて深まつてまいりました。私は、もっと大きな視点からこなっています。それは、企業がいろいろ工夫でおやりになることであります。ただ、この会社法は、そういう企業の努力をやりやすくするという意味で、さまざまな手段は提供する。

ただ、もちろん、その手段と申しましても、これは委員も先ほど御指摘になられましたように、何も買収すべてが敵対的ではないわけでございまして、さまざまな手段は提供する。

○吉野委員 株式会社という制度が、これほどまでに複雑化され、多様化され、そのもののか、いろいろ前の方々が聞いておりますけれども、では、視点を変えて、どんな役割を会社というものは持つてゐるのか、直観的な思いで結構ですからお述べいただきたいと思います。

時間が参りましたのでこれで終わりたいと思いますが、きょう、一時間いただいて、いろいろなお話をさせていただきました。

株式会社というものは、やはり株主のものかないうふうには思つておりますが、そのほかにいろいろな方々との関連がございますので、社員であつたり、また、株を持っておられる方、ともどもに協調して社会をつくつていつているという点がございます。

そういう意味では、株式会社は、純法制的には営利法人として株主の出資によって成り立つてゐる、これによりまして株主が利益を得る仕組みとなつてゐる制度ですから、第一義的には、今申したとおり、株式会社は株主のためのものであると言つてよいと思います。

しかし、取締役は、株式会社の利益を最大化するため株主から経営を任せられておる人でもあります。取締役のために株式会社があるわけではございません。

もつとも、株式会社は我が国の経済活動の中核的存在であるということとは、これは言えると思います。その活動が債権者等の利害関係人に重大な影響を与える場面も少なくないということでございまして、会社法制は、株主だけではなく、債権者等の利害関係人の保護にも十分配慮した制度になつてゐるものというふうに思います。

そういう意味では、株式会社は、株主のみならず、債権者等の利害関係人のための法的な仕組みが確保していく、ということはイコール規制を緩和していくということなんですねけれども、と同時に、公平性の確保、規制を強化していくといふ、いわゆるアクセルとブレーキ、このアクセルとブレーキをうまくコントロールしながら、一つの組織を本当に使い勝手のいい、役に立つ組織に変えてきていくわけだと思います。

そういう意味で、大臣の方で、株式会社とばかりなつて、ある位置から、社会一般にとつて重要な存在である、先生がおっしゃつておられました、どう生きていかかということの経済社会の中の中枢を占めるものであるのかな、そのように思つております。

でに私たちにとつてある意味で役に立つてきたと
いう、例えば今度も特区で、農業の分野にも株式
会社の進出がオーケーになる。また、文教の分野に
ても、教育の分野にもオーケーになつていく、医
療の分野にも株式会社という形態がオーケーに
なつっていくという形で、その辺はどこに、我々が
使い勝手がいいという株式会社の特徴があるの
か、民事局長のお考えをちょっとお尋ねしたいと
思います。

○寺田政府参考人 今おっしゃられましたよう
に、株式会社というのは、現代社会の経済にとつ
てなくてはならない存在になつております。

も、会社法製の中に、出資者という者とこれの経営に専門的に当たる者を分離するという考え方が出でまいりまして、それが株式会社を中心とする存在でございますが、株式会社はさらに、その出資の単位を区分いたしまして、株券という権利を表章する単位を取得した者が株主になるという形で、流通ということを非常に重点に考えてまいりました。

つまり、世の中の多くの人を候補として出資者を募ることができ、そういう形態で、しかもその出資をもつて責任を負えれば足る、しかも經營は自分でない者がやつてくれる、これが株式会社の

意味の利害関係がありますので、そんな観点からこの会社法制というものを、これからまたいいものにしていくてほしいと思います。

のうら
力発電所なんです。昨年、東電の事件がありました。東京電力も本当に今一生懸命心を入れかえして、真実な情報を一生懸命出しています。こ

力発電所なんです。昨年、東電の事件がありました。東京電力も本当に今一生懸命心を入れかえして、真実な情報を一生懸命出しています。これをエッグスクリーニングしているのが保安院なんです。保安院であつても、福島県は保安院のエッグスクリーニングを信用していないんです。いわゆる第三者性、独立性がないからそういう形で信用していないくて、県独自で一度エッグスクリーニングして、そして運転していいよ、こうやっていっているので、まさに第三者性、独立性がどう保たれているかというのが、信頼できる情報に換できるかできないかの大きな瀬戸際になつて、ると思います。

もともと、個人が経済活動をするには限界があるのですから、当然、団体を組んで経済活動をすることのほうが、より効率的です。これは、民法上の組合ですとか、あるいは商法上の匿名組合というような形でそういうことが行われることは想定されているわけでありますけれども、しかし、それにも

現在の形態でございまして、それが社会で主流を占めるのも、今申したところから、おのずからうなづけるところがあるわけでございます。

ただ、問題は、果たして經營を任すに足る専門家というのが本当に信頼する者になるかどうかかというところ、あるいは、それをどういうふうに出

人の方々の商店を規制しますいわゆる新商法。この規定は十九条の一項なんですけれども、しゃく規定がなくなつて、やはり「従うもの」とする。「どちらも「従うもの」とする。」というふうに亦なりました。

今回、そういう観点からの、会計参与制度に中小関係の会社にとって役立つ制度ができたわけなんです。融資が受けられやすいというメリットがあるんですけれども、もっとこの会計参与制度を導入することによって、会計参与にもメリットがあり、また中小企業にとってもメリットがあるんだと思います。

おのずから限界があります。というのは、こういう方は個人で無限責任を負つていただかなければならぬ。極めて危険な企業活動をする場合に、その無限責任を負つていただく方の数にはおのずから限界があるわけであります。

そこで、一つの工夫といたしまして、有限責任

資者がチエックしていくかということになるとございまして、それがまさに今私どもが会社法をつくらるに当たりまして非常に苦労している側面だらうということは言えようと思いますが、そういう苦労をするだけの値打ちのある会社の存在にもなつてゐるわけでございます。

のものでありますて、会計原則から会計基準が導かれておりますので、まさに会計原則に従つた会計をしなければならない、こう解釈することができるわけでありまして、まさにディスクロージャーの時代、企業の今の本当の姿を比較方方に見せていくという、ディスクローズしていく

い　告　す　等

るか、そんなところを聞きたく思います。

○寺田政府参考人　この会計参与は、まさに委嘱が御指摘のとおり、外部の第三者によって企業会計というものがより信頼性を増す、とりわけ、今まで比較的ないがしろにされてきた中小企業にとって、内部で会計処理を行う際に、信頼する

の制度を導入いたしまして、会社という組織を
しかも法人でつくったわけであります。この会社
という制度の中でも、なお無限責任社員を残して
いる会社も当初はあつたわけであります、有限
責任の社員を中心とする会社、つまりは、それが
有限公司であり、株式会社などでござりますけれど

○吉野委員 まさに苦労するだけの値打ちのあるいわゆる株式会社であります。ただ、時代時代の環境といいますか、要請によつても変わってくるわけでありますので、これからももつともつとすばらしい株式会社というものをを目指していくほししいと思います。

私たちの今の世界は情報化社会なんですね。情報化社会というのは、情報の出し手と受け手に分かれると思うんですけども、出し手は真実な情報を相手に伝えたいし、真実な情報を一生懸命出していくところでは画期的な改正になつていて思っています。

足る専門家がなかなかいなかつたものですから、それをむしろ制度化して、外部に対して、そういう会計参与をつけているから信用ができるということを示す、それが大きな目的になるわけであつます。

ども、そういう会社が主流になってきたというの
は、やはりそれ相当の理由が今申ししたようにある
わけであります。

そこから先はなかなか難しい問題がございま
す。つまり、大きくなればなるほど、出資者が全
体の組織をどうコントロールしていくかといふこ
とについて、やはり万全の体制はないわけでござ
います。

そこで、「どこの国でもそうでござりますけれど

私も、会社はだれのものかと聞かれると、いわゆるステークホルダー。でも、それは会社に直接かかわった方々だけでしかないのではないで、例えば、ここに企業が立地して、公害問題が起きる、そこに住んでいる人々、そういう意味の、いわゆる社会的存在としての会社であって、社会的責任を負っている会社という視点から、あくまでもストークホルダー、利害関係人だけのものだといふ視点、だけではなくて、地域社会にとつても大きな

すわけなんですけれども、果たして、真実な情報はどうやらそれがストレートに受け手に伝わるかといふと、そうではないんです。受け手は人間でありますから、信頼できる情報に変わらないと、受け手として心に入つてこない。では、真実な情報なら信頼できる情報に変換するにはどうすればいいのか。第三者チエックなんです。

ここ東京の今現在の電力を、東京だけで見るところをつくっているんです、私の墨華区で。原子力五割をつくっているんです、私の墨華区で。原子力五割をつくっているんです、私の墨華区で。

いりますので、これが実際に利用されるかどうか、この会計参与の方々の実績によるわけでござりますけれども、実際に計算書類の適正さが確保されるという信用が増してくる、こういう事態にならましたら、全体の中 小企業の企業活動にとつて非常にプラスは大きいだろうと思います。

もちろん、委員も御指摘のとおり、融資の面でもプラスになるわけでございましようけれども、企業活動そのもので、信用できる会社などといふ

とで、取引の相手がふえ、あるいは出資者というのも新たに募ることが可能になつてくるだろうということで、非常に期待をしているところでございます。

他方、会計参与になられる方々でございますけれども、今までいろいろな形で、制度が必ずしも整備されていない中で企業に関与され努力されてこられた方々でありますけれども、制度的に中小企业をとりわけ念頭に置いてこのような制度ができた以上は、こういうことで企業会計の健全さの維持ということに努力されるということが公式に示されるわけでございますので、その意義は

決して小さくないだらうと思います。
ただ反面、先ほど申し上げたような、それにについて不正が行われれば制裁もあるというだけの責任ある立場につきになるわけでございますから、それを逆に立派にこなされれば、また一層職能集團としての信用も増すというよう、うまく好転していくだらうと思われますので、とりわけそれについての御努力を私どもとしてもお願い申し上げたいところでございます。

○吉野委員 経営者と共同して決算をしていくというわけなんですねけれども、そこにも公認会計士、いわゆる監査などの独立性はないのです。すけれども、いわゆる中立性を会計参与の方々にも持つていただきたいと思うわけなんです。

例えば税理士さんが、きちんとした経理組織がある会社なら別なんですかねども、いわゆる税務事務は当然、記帳代行までやつて、本当に関係が深いつながりを持っている会社、銀行からお金を借りやすくなるから、例えば同族会社で、会計参与についていただければ借りやすくなるから、ただそれだけで会計参与になっている方も、本当に深いつながりがあるわけで、果たして独立性があるのかな、中立性が保てるのかなという懸念を持つわけなんです。

でも、ここに会計参与についての責任という部分があれば、ある意味の深い癒着の心が、そうでないんだ、責任があるから中立性を保たねばな

らないんだ、そういう効果があるかと思うんですけれども、どんな責任があるのかお尋ねをしたいと思います。

○寺田政府参考人 これは、会計監査法人などと違いまして、内部監査でございまして、会社の内部で取締役等と一緒にになって会計の健全さを保つ、こういう役割でございます。したがいまして、役員と同等の責任を負うということになつております。

具体的に申し上げますと、民事上の責任としては、会社に対する責任と第三者に対する責任がございます。

会社に対しましては、任務を怠つて損害を与えた場合には、四百二十三条の一項で損害賠償責任を負うということになります。この責任は株主の同意がなければ免除することができませんが、それについての信頼も増すというよう、うまく離を保つて会社の役員をやつしている、こういう立場に立つわけでございます。したがいまして、責任制限制度、つまり株主総会の決議等によりまして責任制限ができるということがあります。ただし、逆に、会社に対する責任は、株主代表訴訟の対象となるわけでございます。

これに対しまして、第三者に対する責任というのは、これも役員同等で、悪意、重過失で、職務を行つについて損害を生ぜしめれば、その損害を与えた第三者に対しまして賠償責任を四百二十九条で負うことになります。

また、計算書類や会計参与報告書に重要な事項について虚偽の記載をしたということになりますと、立証責任が転換されまして、みずから注意を怠らなかつたことを証明しない限り賠償する責任を負うことになるわけでございます。

○吉野委員 私の田舎の友達が税理士さんをやつているんですねけれども、今度会計参与という制度ができるので就任するか、こう聞いたら、いや、責任が重くてなかなか就任はしたくない、こういふ返事だつたのですから、それではせつかくつ

適正な会計をしているということを国民にわかつていただくという制度が生かされないのかなと思いますので、その辺のところを、どうふやしていくかというところをお願い申し上げます。

〔平沢委員長代理退席、田村（憲）委員長代理着席〕

○寺田政府参考人 これは、先ほど申し上げたところから考えますと、ちょっと責任が重いからこそ、そういうものになりたくないというのは甚だ残念な感じがいたすわけでございますけれども、それも一つの現実ではあると思います。

当初はそういうことではございましょうけれども、しかしこの制度というもの理解が進めば、ちょうど今、社外取締役等について、責任が重いの同意がなければ免除することができませんが、それからなかなかやりたがらなかつたという方々も、積極的に御参加になる機運が少しずつ高まつてきているのと同等に、こういうような方々についても、こういう道が開けて、ある程度その情報が普及してくれば、これについてのなりたい意向というものがふえてくるのではないかなどいうふうに期待をしているわけでございます。

とりわけ、先ほど申し上げましたように、社外役員と同等の責任の制限がございますので、この責任の制限を保険等を組み合わせてうまく利用していただければ、少なくとも財産的にはそれほど御心配になることはないのではないかというふうにも思います。

○吉野委員 経済産業省でも、日経の新聞を見ますと「指南南役養成促す」という形で、会計参与をたくさんつくろうという努力も見受けられるわけであります。

最後に、中小企業会計の指針を今取りまとめておられます。

○吉野委員 私の田舎の友達が税理士さんをやつしているんですねけれども、今度会計参与という制度ができるので就任するか、こう聞いたら、いや、責任が重くてなかなか就任はしたくない、こういふ返事だつたのですから、それではせつかくつ

何か、世の中では三つの基準が中小企業会計にあります。あるんだという、ある意味で誤解だと思うんですけれども、これを統合して一つの指針を出そうと、この経過を御説明していただきたいと思います。

〔平沢委員長代理退席、田村（憲）委員長代理着席〕

○寺田政府参考人 私どもの承知しているところを申し上げますと、中小企業の会計指針でございますが、現在は、御指摘のとおり、中小企業庁、税理士会連合会、公認会計士協会がそれぞれ別個におつくりになつておられますが、現在、統合に向けた検討委員会というのをお開きになつておられまして、これらの方々がいずれも入つておられまして、そこで、この指針が企業会計基準とのダブルスタンダードにならないよう、中小企業のそれぞれの特性を考慮した選択的な取り扱い等を含めた内容で検討をされていると

いうふうに承知いたしております。

○吉野委員 これまで質問を終わらせていただきま

す。ありがとうございます。

○田村（憲）委員長代理 次に、柴山昌彦君。

○柴山委員 自由民主党の柴山昌彦でございます。

今回の会社法の現代語化によりまして、本法律が國民により身近となる一方、企業文化の根幹が大変大きく変わることになるのではないかと私は思っております。

そもそも、現行法上、会社の種類として、有限責任社員のみがいる株式会社、そして無限責任社員のみがいる合名会社というのが典型的でありまして、その両者がいる合資会社、それから、有限

責任社員のみだけれども小規模閉鎖的な性格をする有限会社というものもある。私は、こうした現行法上の会社の分類というものは、それなりにこれまで一定の合理性があつたのではないかとうように思つております。

しかしながら、今度の法律においては、物的会社を株式会社一つというように定めた上で、さらに有限責任社員のみだけれども、機関の柔軟性、それから利益配当の柔軟性というものを持つ新たな合同会社というものを新設するという改正を行つておるわけあります。

こうした新たな枠組みというものは、どのような要請によって定められたのか。また、今回この現代語化がその要請にこたえられているのかという根本的なところなんですが、ぜひ南野大臣の方にお伺いしたいと思います。

○南野國務大臣

お答え申し上げます。

会社法案は、株式会社と有限会社を統合して、

先ほど先生がおっしゃったように株式会社に一本化いたしますが、これは、従来の物的会社の区分が理念どおりではなく形骸化しているという上に、物的会社に一樣でない二ーズがあるという点でございます。最近では、株主総会と取締役の

みから成る最も基本的な形の会社を出发点として、その成長に応じて、取締役会とか会計参与、監査役、会計監査人など、必要とされる機関を選択しながらステップアップしたいというような中

小企業の二ーズも出てきております。

これらの事情にこたえるために、合同会社は、株式会社のように出資の比率で配当等を決めるのではなく、高い技術を持つている社員に厚く配当

というベンチャー企業等からの要請にこたえるために新設されたものであります。

株式会社と有限会社の一本化も、合同会社の創設も、特に中小企業に高く評価していたお

ります。今回の改正は、その要請にこたえられて

いるというふうに感じております。

○柴山委員 昨日、衆議院を有限責任事業組合法

の中では、先ほどもちらつと御指摘ありましたとおり、いわゆるバススルーの課税、構成員課税の

要請というものが実現をされることになり、かつ各組合員が有限責任しか負わないという、そ

の仕組みが実現したわけでございます。

にもかかわらず、こうした合同会社という仕組みをつくるということについては、どのような実

益があるんでしょうか。

○寺田政府参考人 これは端的に申し上げます

と、今御指摘になりましたしL.P.は、法人格がない、組合そのものでありますながら、しかし出資者が

有限責任を負っている。これに対しまして、合同会社、L.S.C.と言われるものは、法人格があつて、出資者が有限責任を負っている。ただ、内部

的には組合そのものである。こういうことでございまして、違ひは、法人格があるかないかという

ところでございます。

したがいまして、L.S.C.、有限責任事業組合と比べてどういうメリットがあるかということは、必然的に法人格があることによるメリットという

ことになるわけでございまして、具体的に申し上げますと、例えば、組織変更等で将来株式会社に

ずつと移行していくくといふことが可能でござりますし、あるいは、ほかの会社との合併、分

割などが可能であるということがございます。ま

た、法人格があるということでございまして、当然のことながらその名において登記ができる等、

株主総会等でも承認をすることができるような仕組みにすることもできるわけでございます。

これに對しまして、持ち分会社、合名、合資会社等でございますが、これらは、社員の地位とい

うのを基本的には全員の承諾がなければ譲渡する

ことができるわけでございます。これは、この新しい会社法においても維持している原則でござ

います。

では、どういうときに譲渡ができるかといいま

すと、有限責任社員については、業務を執行する

社員の全員の承諾があれば持ち分の譲渡をするこ

とができるわけでございます。ただし、定款でそ

れと異なる定めをすることももちろん許されてお

ります。

社債につきましては、株式会社、持ち分会社と

も、社債を発行することができるようになつてお

ります。

○柴山委員 特に社債の部分については、有限会

社にもこれを認めてほしい、小規模の物的会社についてもこれを認めてほしいという関係各位から

の要望があつたと伝え聞いております。

さて、そこでちょっと疑問が出てくるのは、会

社、特に社員の個性が重視される人的会社におい

て、一人会社をこのたび認めたわけですか、お答えいただきたいと思います。

○寺田政府参考人 株式会社は、その社員の地位、つまり株式でございますが、それを譲渡する

ことができる、自由に譲渡することができるとい

うのが本質的な要請でございます。したがいまし

て、この新しい会社法におきましても、自由譲渡

ということを原則にいたしております。

しかし、これまでもございましたとおり、譲渡

によりまして株式を取得したことの対抗要件であ

ります株主名簿への書きかえを株式会社の承認に

係らしめることができます。つまり譲渡を制限する

ことができるわけでございます。これは、この新

しい会社法においてもそれを引き継いでおりまし

て、会社の承認ということを制約として課するこ

とができるわけでございますが、ただ、新しい会

社法においては、その承認すべき機関というの

を、現在は取締役会の承認に係らしめているだけ

でございますけれども、定款自治を認めまして、

株主総会等でも承認をすることができるような仕

組みにすることもできるわけでございます。

これに對しまして、持ち分会社、合名、合資会

社等でございますが、これらは、社員の地位とい

うのを基本的には全員の承諾がなければ譲渡する

ことができるわけでございます。これは、この

新しい会社法においても維持している原則でござ

います。

では、どういうときに譲渡ができるかといいま

すと、有限責任社員については、業務を執行する

社員の全員の承諾があれば持ち分の譲渡をするこ

とができるわけでございます。ただし、定款でそ

れと異なる定めをすることももちろん許されてお

ります。

○柴山委員 特に社債の部分については、有限会

社にもこれを認めてほしい、小規模の物的会社に

ついてもこれを認めてほしいという関係各位から

の要望があつたと伝え聞いております。

さて、そこでちょっと疑問が出てくるのは、会

社、特に社員の個性が重視される人的会社におい

て、一人会社をこのたび認めたわけですか、お

答えいただきたいと思います。

○寺田政府参考人 これはなかなか、理論的には

いろいろ経緯があつた問題でございます。

つまり、株式会社が発展してきた経緯というも

のを追いますと、もともと団体というものがあり、その団体に法人格を与え、その地位というも

のを細分化して現在の発展形態をつくったという

ことがございますので、どうしても団体というこ

とが基礎になつていたわけであります。

そこで、我が国の商法におきましても、かつて

は、これは、一人会社というのは認められないと

いうような仕組みもございました。しかし、その

後、むしろ、法人格ができた、そういう営利法人

である会社を中心と考えて、一体社員は何人でな

きやいけないのかというように論理が逆転したわ

けであります。

そこで、株式会社の場合は、特に今まで譲渡性

ということがありました関係で、仮に一人会社で

も、その地位というのはいろいろな形で複数人に

譲渡し得るようなることになるわけであります。

ということで、株式会社では、恒久的に

譲渡し得るようなることになるわけであります。

そこで、株式会社においては、社員の加入や持ち分譲

渡というものもあり得ないわけではない、非常に

例外的な場合ではございますけれども、あり得な

いわけではないので、こうすることを全く無視し

て一人会社を認めないという規制をどうかというふうに問われますと、これもなかなか、論理的には一人会社を認めてもいいのではないかという結論にならざるを得ないわけあります。

今回の見直しでは、そういうようなプロセスを経て、この持ち分会社についても一人会社が認められたということございまして、ただ、私どもは、この一人会社がそう主流を占めるような存在になるだろうということは考えておりません。何と申しましても、この持ち分会社というのは、いろいろな団体というものがやはり発展的に法人格を持つたものがどうしても中心になるだろうというふうには考えております。

○柴山委員 将來の譲渡可能性というところから理論づけてくださったわけですけれども、実益からしても、例えば機関設計が簡素な有限責任社員による会社である合同会社、先ほど谷口先生の方からエンロン事件について言及がありましたけれども、こういうような会社で一人会社を認めるなど、いわゆる他者による監督ということがどうしても必要になつてくるんじゃないか、一人会社によつて有限責任の利点というものを享受させるということになると、会社債権者を害する事態が生じてくるのではないかということについて、どのようにお考えでしょうか。

○寺田政府参考人 この会社内部の規律をどう保つかというのは、会社法の本質的な課題でござりますので、ここは非常に慎重に考えなきやならないところでございます。しかしながら複数人いれば会社の規律が保てて、一人ではなくか保ちにくくというのも難しい論理ではないかなと。つまり、こういう会社内部の規律、会社内部で運用を正していくというのは、それは社員が一人であろうが百人であろうが、やはり非常に難しい問題であります。それはむしろ、第三者者エックあるいは外部の方に対する情報提供、具体的には財産状況の開示等によって確保されるということになるのではないかなど。

また、社員全員が有限責任である合同会社については、財産状況の開示について、債権者にも貸借対照表の閲覧権を認められる等の手立てがございますので、そういう形でチェックをしていくことは、この一人会社がそう主流を占めるような存在にならざるを得ないのではないかといふふうに思つております。

○舟木政府参考人 一方の有限責任組合、これについても、一人で設立することはできるんでしょうか。申しまして、この持ち分会社というのは、いふふうに思つております。

SLPでございますが、SLPは、組合契約を締結することで設立をされるものでございます。したがいまして、必然的に最低二人必要でございます。

○柴山委員 そういう意味からすれば、先ほどの寺田局長に対する私の質問で、これが合同会社の一つのメリットになつてゐるかなという気はいたします。

それとあと、それぞれやはり、今局長の方からもお話があつたとおり、第三者に対する公示といふことが非常に重要になつてくると思うんですけど、いわゆる他者による監督といふことがどうして、合同会社と有限責任組合、それぞれ登記にどうよつて有限責任の利点というものを享受させるということになると、会社債権者を害する事態が生じてくるのではないかということについて、どのようにお考えでしょうか。

○寺田政府参考人 合同会社につきましては、これは法人でございますので、基本的な登記事項といふのは、法人格を有するほかの会社と同様ござります。資金の額も登記事項でございます。

○舟木政府参考人 SLPの登記事項でございますが、これは今度のSLP法案の五十七条に規定ををしているところでございまして、組合の名称、事業内容、所在地、組合員の氏名、名称、住所、組合の設立年月日、存続期間、組合員が法人の場合の職務執行者、組合契約で特に解散事由を定めたときはその事由が登記事項でございまして、出資金自体は登記事項にはなつております。

○柴山委員 いろいろと両制度の間には違ひがあるということがよくわかります。

続きまして、ちょっと総則の関係なんですが、商号の規律について伺いたいと思います。

今回の法律で、同一市町村内における商号の重複登記を排除する商法の十九条、これが廃止されました。また、不正競争目的による商号使用的差し止め請求を定めた商法二十条についても、これを削除するとともに、同一市町村内における利用にそいつた不正競争目的を推定するといった規定、これもまた削除されたわけでございます。

これはどのような趣旨に基づくものなんでしょう。

○寺田政府参考人 現在の同一商号、類似商号についての規律でございますが、これは問題点が幾つかございますけれども、第一に、その効力の範囲が同一市町村にあるということです。東京で申しますと、例えばここですと千代田区でございます。千代田区にある会社を、例えば永田町商店という会社をつくりますと、千代田区に同一目的の永田町商店あるいは永田町商店に類似する商号申しますと、例えどこでございでも、同じ商号を使うことができない、こういう効力になるわけでございます。

しかし、今日の経済情勢を考えますと、これが隣の中央区あるいは新宿区には設立できるのに千代田区にはつくれないというのは、余り実態に沿わない規制ではないかという指摘がかかるわけございません。そこで、こういう規制をやめてしまはうかという声がかねてからあつたわけでございますので、それにこたえるというボイントが一つございます。

もう一つは、これは同一目的の会社という点にござります。今日、会社というのはいろいろな営業活動をやつております。しかし、登記事項をごらんいただきますと、一定の目的、つまり、例えば物の売買ですか不動産の建設でありますとか

いうことが書いてござります。それが一致したものについて、同一商号規制、類似商号規制がかかるわけあります。そういたしますと、登記所の方では、それが同じ目的のかどうかというこ

とを非常に苦心して審査をせざるを得ないということがございます。最近では、非常に新しい業種がどんどん出てくるわけでござりますけれども、その業種が果たして同じなのか違うのかということがどうかという要請がこれまであつたわけでございまして、今日はそれにもこたえるということでござります。

そこで、これもまた利用者の方から、そういう登記所のさじかげん一つでできたりできなかつたりするような規制というのはやめていただきたいとを審査するはまことに難しい問題でございます。

○柴山委員 事前規制から事後的な、個々の事情を考慮した上でのきめ細かな判断に移行するといふお話で、その方向性自体は理解できないではありません。しかし、小規模の商店などは、やはり同一市町村内において同じ商号をかたられた事業者が活動すると大変困るという方も大勢いらっしゃるわけですが、そういう紛争を簡易迅速な形で事後解決するための工夫というものはやはり必要になつてくるんじゃないかというように思つております。

○柴山委員 事前規制から事後的な、個々の事情を考慮した上でのきめ細かな判断に移行するといふお話で、その方向性自体は理解できないではありません。しかし、小規模の商店などは、やはり同一市町村内において同じ商号をかたられた事業者が活動すると大変困るという方も大勢いらっしゃるわけですが、そういう紛争を簡易迅速な形で事後解決するための工夫というものはやはり必要になつてくるんじゃないかというように思つております。

例えば、既存商号を含む商号を新たに登記しようという場合に、これは、同一の文字列があるかどうかというのは、今はパソコンですぐ検索できるわけですから、そういった類似先行登記の存在について後行者に対しても通知されるようなシステムを設ければ、それは当然、後行者は、そういう先発している人の存在を認識しつつ、一定の覚悟を持つてやるというわけですから、当然のことな

がら、そういう事後的な紛争解決に当たって、かなり有力かつ簡便な指針を提起するということになると思うんですが、こういっシステムについてどのようにお考えでしようか。

○寺田政府参考人 このような類似商号規制、事前規制の廃止によりまして、かえつてトラブルが非常にふえたということになりますと、やはりそれは望ましくないわけであります。おつしやるとおり、それについての工夫が幾つか必要になります。

まず、申請者側に対してもう対応するかでございますが、現在は、新たな申請人は、登記所の窓口において備え置いてある商号調査簿というのを見ることでできますので、事前にどのような商号が既に登記されているかということを調査することは登記所で可能です。

ただ、それは一々登記所に赴かなければなりません。申請する直前ならそうなるわけでありますけれども、もつと事前にわからないかという問題がございます。

そこで、現在利用できるものといいたしましては、登記全体のコンピュータ化並行いたしまして、登記情報提供サービスが平成十二年から実施されておりまして、この法律の施行までには全国のすべての会社はほぼその登記情報提供サービスの範囲内に入るだろうというふうに私ども努力しているところでございます。

これは、インターネットで一定の手続を踏んでいただければ、どういうものが現在商号として登記されているかわかる、そういう仕組みになっておりまして、この仕組み自体は、登記簿をとるのは有料でございますが、商号にどういうものがあるかということをインターネットで検索なさる範囲では無料でございます。

本来的には、登記申請人がこういう努力をしていただきたいというふうに思うわけでございますが、当初はいろいろな混乱もございましょうから、私ども登記所の方でも、申請人の方に、事前に、こういう登記をされると登記されているもの

と全く同じ商号になりますよというような御注意になるのではないかというように、そういうことになるのではないかというように、そういう

方向で少し検討をしてみたいというように思つております。

また、御指摘になりましたADRその他の紛争解決についても、これも先ほど申しましたように、裁判所へ行けば事後的に差しとめ等の請求ができることがあります。

でも、施行までにさまざまな努力をさせていただきたいというふうに思つております。

○柴山委員 ADRの点についてはよくわかったんですが、前者についてはちょっと納得できない部分がありますが、現在は、後から出ていく人は、それは調べればわかるというのはわかるんですけれども、あえてそういう事業者がいるといふことを内々に知つていて出でていく場合には、それは、そういうやつを排除して出でいきたいといふことは、調査をしなくともわかっているわけであります。申請する直前ならそうなるわけでありますけれども、もつと事前にわからぬかという問題がございます。

うかというものを簡単に立証する手段として強制的な事前通知制度というものをつくつたらどうかというのが私の提案でございます。

○寺田政府参考人 既に登記されている方の利益をどうやって守るかということで、これもまた大変なことだと思います。ただ、こういうことを登記所の方でやるかどうかというのには、官と民のすみ分けの問題としてなかなか難しい問題がございます。

いろいろな工夫はあり得ると思いますので、私どもの方でも、既に登記された方が何らかの形で通知が得られるような仕組みというのは考えられますが、少しだけ検討してみたいと思つております。

○柴山委員 ぜひ御検討をお願いしたいと思いま

次に、設立の部分について少し質問をさせていただきたいと思います。

最低資本金制度がなくなつた、平成二年に一元設けておきながらまた廃止したわけでありますけれども、非常に事業者にとっては大きなメリットが生ずるというのは先ほど来いろいろ御説明をいたいたんですけど、やはり、先ほど来御説明があつたように、弊害もあるのではないかというよう思つております。

とりわけ、私の弁護士時代の経験から、法人格の制度を濫用する事例がかなりふえてくるんじゃなくいかというように思つております。債務の免脱等、こういうような事例が今後ふえていくのではないかと思うんですが、当初、この法人格の濫用について配慮するというような条文が検討されていましたやに伺つていますが、これがなくなつてしまつたというのはどういう事情によるものでしょうか。また、私が申し上げたような事例について、簡単にそういう事例というものを排除するための工夫というものがやはり必要になるのではないかと

うことを内々に知つていて出でていく場合には、それがなくなつてしまつたというのはどういう事情によるものでしょ

うかといふことは念頭に置いて法人格というものでできれども、あえてそういう事業者がいるといふことを内々に知つていて出でていく場合には、それは、そういうやつを排除して出でいきたいといふことは、調査をしなくともわかっているわけであります。申請する直前ならそうなるわけでありますけれども、もつと事前にわからぬかといふことは、調査をしなくともわかっているわけであります。

○寺田政府参考人 最低資本金の制度の廃止についてはたびたび御説明しているとおりでございます。それが、おつしやるとおり、これに伴つて弊害がないかどうかということについても、もちろん慎重に考えなきゃいけないところでございます。

○寺田政府参考人 既に登記された方の利益をどうやって守るかということで、これもまた大変なことだと思います。ただ、こういうことを登記所の方でやるかどうかというのには、官と民のすみ分けの問題としてなかなか難しい問題がございます。

そのことと若干関連をいたしまして、先ほど申しましたような法人格の濫用について具体的に規定を置くかどうかということございますが、この平成十四年からの新しい会社法の検討の過程では、とりわけ試案に至る過程では、そのことについて検討いたした経緯がございます。

しかしながら、検討の結果、逆に、濫用を否定する、こういう濫用は許さないということで条件をつけてしまうというのは、今の法人格否認の裁判所の論理というのが比較的いろいろな場合に柔軟に対応できるような形で設けられているという

ことを考慮いたしますと、むしろ決め込んでしまわないか、つまりそれ以外の場合には法人格の濫用に当たらないということを決めつけてしまうのではないかといふ、つまりプラス・マイナスの比較からするとマイナスの方が大きいのではないか

法律上の規定という意味ではそういうような規定を置かないことにいたしております。

しかしながら、そのことは、この場合に法人格の否認の論理がきかないということではもちろんないわけでありまして、今後もそのようなことの存在ということは念頭に置いて法人格というものを考えていただきなければならないわけでございます。

○柴山委員 ありがとうございます。

設立については、その健全性というものが非常に大きな要請になつてくるのではないかなというふうに私は思つております。

その観点から質問させていただきたいんですが、平成二年に、事後設立、会社設立後二年内に営業のために継続使用する資産を資本の二十分の一以上に当たる対価で取得する、こういった行為

は、現物出資ですか財産引き受けと同様の規制ということで、検査役の検査を要求するという法改正がなされたわけであります。しかし、今回、こういった検査役の検査の制度というものが廃止されることになつたわけですが、なぜこのような廃止が行われたんでしょうか。

○寺田政府参考人 これも平成二年の法改正によりましたような法人格の濫用について具体的に規定を置くかどうかということでございますが、この平成十四年からの新しい会社法の検討の過程では、とりわけ試案に至る過程では、そのことについて検討いたした経緯がございます。

しかしながら、二年間の間に財産を取得する場合にすべて検査役の調査を受けなきやならないということについては、非常な費用や時間がかかる、円滑な事業の遂行の妨げになるということで、実務界には非常に評判が悪かつた制度でござ

います。設立直後に大きな財産を購入するということは相当多く見られるわけでございまして、それに対してチェックがあるということは、なかなか会社の運営にとつてはつらい問題だという御指摘があつたわけでございます。

こういう設立規制を避けるために、むしろ会社の成立後数年を経過したような休眠会社というものの利用が起きたり、あるいはこういう会社の高値での取引がされるというような非常にゆがんだ実務さえ登場したというふうに私どもも聞いております。

そもそも、会社が事業のために必要な財産を購入するということについて、その対価が適正かどうかということは、これは会社の運用上非常に基本的なことでございまして、当然のことながら、取締役あるいは取締役会、あるいは場合によっては監査役というような、会社の普通の機構でその適正さがチェックできないということは、逆に申しますと、非常にゆるいことでございます。そういうようなことを、あり得るといいますか、しばしばあり得るというようなことを前提に制度を組むのはやや行き過ぎではないかなと私どもも、平成二年に導入したところではございますけれども、反省するに至ったわけであります。

むしろ、先ほどのような、ゆがんだところに逃げ込ませるようなことをしないようにして、しかしながら、本来の取締役あるいはその他の執行者に対するチェックという形でこういうものの適正さは担保すべきではないかなというふうに考えているところでござります。

○柴山委員 基本的には、事前規制というよりは、事後不都合が起きた場合にその責任をしっかりとつけていくという方向、今回の法改正は基本的にそういう大きな流れになつてていると思いますので、それがもし徹底されていれば、それで了としたいと思います。ただ、今御指摘になつた、今回の設立の健全性を初めとして、資本の充実についての責任というものが軽くなっているのはおかしいんじゃないかというのをちょっとまた後ほど

が続出して、コンプライアンス強化ということが非常に大きなテーマとなつておられるわけですから、も、こうした観点から本法を見ると、会社のガバナンスを柔軟化して、株主の自主権限、自主監督権限を強化するというような仕組みになつていて、私はやはりシステムの柔軟化といふ今の流れに沿つたものであると思つんですが、結果としてこれまで同様の会社債権者の保護というものが図れるんでしょうか。

○寺田政府参考人 会社のガバナンス、つまり会社の内部で株主と執行を任せられた役員とでどういう権限の分配があるかと、債権者の保護ということは、私どもは直接結びつかないのではないかなというふうに考えております。

○寺田政府参考人 会社のガバナンス、つまり会社の内部で株主と執行を任せられた役員とでどういう権限の分配があるかと、債権者の保護ということは、私どもは直接結びつかないのではないかなといふふうに考えております。

○寺田政府参考人 会社のガバナンス、つまり会社の内部で株主と執行を任せられた役員とでどういう権限の分配があるかと、債権者の保護ということは、私どもは直接結びつかないのではないかなといふふうに考えております。

○寺田政府参考人 会社のガバナンス、つまり会社の内部で株主と執行を任せられた役員とでどういう権限の分配があるかと、債権者の保護ということは、私どもは直接結びつかないのではないかなといふふうに考えております。

○寺田政府参考人 会社のガバナンス、つまり会社の内部で株主と執行を任せられた役員とでどういう権限の分配があるかと、債権者の保護ということは、私どもは直接結びつかないのではないかなといふふうに考えております。

また、会社に示された財産というのが適正に留保されるかどうかという点については、株主に対して財産の払い戻しをする、従来ですと配当としておりますが、その配当規制について、一般的に財源規制を課す。これは自己株式の取得も、そういう整理で同じような規制をいたしております。また、財源規制に違反して配当を行つた取締役の責任について、これが仮に配当可能利益を超えるということになりますと、総株主の同意があつても免除ができないという非常に厳しい規定を設けております。さらに、会社には純資産が三百万円なければ配当等ができないということにもいたしております。

こういう形で、債権者に対しましては、会社の財産が十分に表示どおりあり、その表示が適正に世の中に示されているということを重視しているということで理解をいただきたいと思います。

○柴山委員 会社債権者と限るのが少し語弊があるのであれば、利害関係人、ステークホルダーと言つてもいいかもしれません。

いずれにしましても、会社の経営が適切になされるかどうかというのはやはり重要なことではないかと私は思つておりますので、以下ちょっと各論でお尋ねしたいと思います。

今度の会社法で、株式の譲渡制限を行つてゐる会社、当然、こうした会社でも大会社はあるわけですから、従前、こうした会社にも当然のところながら取締役会が設けられて、取締役の相互チェックによって業務運営の適正性というものを図つてきたわけですけれども、譲渡制限会社、今度は取締役会が必ずしも必要ないというような形になつていますが、本当にこれで妥当なんでしょうか。

○寺田政府参考人 まず、今回のガバナンスの基準を申し上げますと、株主総会の権限というのも、会社の財産状況が適切に開示される、つまりデイスクローダー、あるいは会社にその財産があると示されている財産が現にきつと留保される、そういうことが債権者のためには重要だと考えておりまして、まず、財産状況の適切な開示といたしましては、会計帳簿の作成の適時性、正確性の明文化、あるいは会計参与制度の創設、会計監査人の設置範囲の拡大これらの方策をやつておりますし、あるいは株式会社はすべて計算書基本事項すべてについて株主総会の権限とすることができるわけでございます。これを二百九十五

条の一項で定めております。

しかししながら、取締役会を設置した会社においては、これらの会社の業務に関する重要な事項、これは取締役会にゆだねられる、こういう仕組みになつております。この場合には、株主総会が決議することができる事項は、当然限定されるということがあります。

午前中も御説明申し上げましたとおり、株式会社法の中では、今は一方では公開ということを基準にし、他方では大か中なかということを基準にして、それによつて、どういう運営形態、どういう役員の構成をとるかということを決めたわけですが、相当地大きいわけだと思いますので、財産管理面で重要性は高いということで会計監査人の存置というのを義務づけておりますけれども、しかし、大会社であつても譲渡制限を課している会社というのはだれでも株主になれるというわけではないので、必ずしも取締役会のように株主総会の権限を代行するという組織を義務づけることはないのではないか。

つまり、やはり譲渡制限会社というのは株主にある程度の特殊性があるということも念頭に置かなければなりませんので、そういうところは株主総会の機能というのもある程度あるということを前提に制度を組まなければならないだろうということを前提に制度を組まなければならないだろうと、これがいります。

したがいまして、大会社であつても、譲渡制限会社においては取締役会の設置というのを必要的といふことにしておりません。しかし、もちろん会社はさまざまな御事情があつて、そういう取締役会を設けるということのメリットをお感じになることもあるわけですが、それは任意的には取締役会を置けるということになるわけ

いるのは、取締役会を設置しない、取締役は一人でいいんだよという株式会社において、監査役会を設置できないという定めになつたのは一体どうしたことなんでしょうか。

○寺田政府参考人 これは、先ほど私が申し上げました原則からいいますと、論理必然ではございません。つまり、一応、大会社、中小会社と公開会社、非公開会社で分けまして、基準を立てた上で、後はその範囲内で自由にやつてくださいというのが基本でございますので、今おつしやるようになります。うの取締役しかいなければ監査役がある会社というのも理論上は可能ではないかなというふうに私自身思うわけでございます。

ただ、この場合は、取締役はあるいは場合によつては一人で、監査役は三人以上、こういうことになるわけあります。しかも、監査役は、この場合は社外監査役も入つてくるわけでありまして、そういう組織形態というのは現実にはちょっと考えにくいんじゃないかなということでございまして、今まで申し上げたことからすると、法律は緩やかに決めておいて、後は御自由にというボリュームからすると、少し逸脱した決め方かもしれないが、そこまでニーズはないんじゃないかなということをここでは考えさせていたいたわけでございます。

○柴山委員 定めは柔軟にいうお話をたびたび出ておりましたけれども、今、資本市場の監督体制、これについてやはり充実強化させるべきではないかという議論が大変我々の間でかまびすくなされているわけでして、例えば、日本版のSECの導入というか強化ですか、あるいは継続開示に関する課徴金の制度とか、そういうような仕組みというものが検討されているわけであります。そんな中で、やはり大きな会社については第三者によるきちんとした監督ということが必要になつてくるのではないか、社外取締役の義務化、例えばこれを上場公開会社についてはやつていくべきではないかという議論があるわけなんです。今では当然、重要財産委員会を設置する場合には社外取締役は一人以上いなくちゃいけないというこになつていますけれども、もう少し拡大をしていかなければいけないと思うんですが、この点、どのようにお考えでしようか。

○寺田政府参考人 これは大変難しい問題です。社外取締役は、言うまでもなく、社内に余り縁がない方を取締役としてお願いして、いろいろなチエックを相対的に独立してやつていただきたい、そういう意図でございます。それはそれとして、有用に思う企業の方はおいでになりますし、うふうに評価される方も多いわけであります。しかしながら、この社外取締役を強制するというのが果たして現実的なことはやはり考えざるを得ないわけでございまして、会社によつてはこういう社外取締役ではなく、むしろ監査役を充実させたいというふうにお思いの会社もおわりになりますでしようし、もつと違う形で会社のガバナンスを行いたいという会社もおありになるわけであります。

委員会設置会社については社外の方というのが一つの大きな役割を持つておられますけれども、すべての株式会社、特に取締役の人数が余り多くない小規模の株式会社にこれを義務づけるというのは、少し義務としては重過ぎるかなという感じがいたしております。

○柴山委員 今、監査役を強くしてもいいんじゃないかなというお話をあつたんですが、その監査役も実は十分監査ができる仕組みになつてているんじゃないかなということでお尋ねしたいんです。が、今の制度でと、監査役等に貸借対照表等を提出してから一定期間を経過しなければそれを承認する定期総会を開けないというたてつけになつてゐるんですけど、これが今度の法律では廃止されてしまう。そうなりますと、当然のことながら、監査役あるいは監査役会の監査の期間が十分確保できないのではないかという危惧が生じるんですが、これはどのようにお考えでしようか。

○寺田政府参考人 監査役に監査の期間を十分保証するということに四百三十六条でなつております。会社法でも、監査役等に定期の監査期間を作成する過程でもいろいろ議論があつたところでございます。

実は、有限会社を廃止いたしまして、現在有限会社を想定されるような会社も株式会社として取り込むということにいたしました時点で、取締役の任期をどうするかというのは非常に大きな問題になつたわけであります。有限会社には、御承知のとおり、役員の任期というのはございません。これに対しまして、株式会社について現行法は二年という年次を決めております。委員会設置会社については一年でございます。

ただ、現行法は、おつしやるとおり、定期総会の七週年前に提出義務を課することによって、事実上、定期総会の開催時期を制限するというような形での規制になつております。しかし、それはどちらかというと、規制の仕方としてはやや異例で、定期総会の開催時期と監査に十分の期間を与えるということをぴつたり連動させるという必然性はないのではないかと私どもは考えたわけでございます。

もちろん、監査を受けた計算書類を定期総会に提出するというのは今度の会社法でも同じでござりますから、監査が終了しなければ定期総会は開けないわけであります。しかしながら、その監査の期間の確保というのは監査の期間の確保という規定自体で決めたい、これが今回の考え方でございます。

○柴山委員 ありがとうございます。続いて、取締役の任期についてお伺いしたいんですけれども、小規模の会社について取締役の任期をどうやって考えていくかというのは從来から大きな問題となつていていたんですが、このたび最長十年ということになつたわけですが、今、商事時間が五年ということになつていますし、また、最短効も五年ということになつていますし、また、最大限五年ということがあります。

後年の登記から五年間全然役員登記等が変わらない場合に休眠会社が解散するというような制度で、これも五年ということになつております。にもかかわらず最長十年というのは、いかにも長過ぎるんじゃないかなと。

十年というと、個人商店も代がわりして、子供が立派な大人になるという大変な長い期間であります。十年という期間に合理性があるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○寺田政府参考人 この点については、この法案についてどういう評価があるかということはさまざままであります。十年はおつしやるとおり長過ぎるということもございますが、しかしあ他方で、今まで有限会社について全く規制がなかつたのが十年ごとにやらなきやならなくなつたというのは相当の負担だとおつしやる方も実はいることも事実でございます。そういうことで、私どもは、バランスからいと、このぐらいが制度の大枠としては妥当かなというふうに現在のところは考えているところでございます。

なお、会社法でこのとおり任期を決めたということになりますので、休眠会社の意義ということになりますので、休眠会社の意義ということになりますので、休眠会社の意義ということになりますので、休眠会社の意義ということになりますので、休眠会社の意義ということになりますので、休眠会社の意義ということになりますので、休眠会社の意義

○柴山委員 ありがとうございます。

取締役会についてお尋ねします。

従前、我々の理解では、持ち回り決議はいけませんというのが一つの大きな原則になつております。しかし、取締役会の書面決議を認めてしまうと、取締役が実際に集まつていろいろ協議をしていかないと思うんですが、今回の法律ではこれを認めてしまつております。これは問題ではないでしょうか。

○寺田政府参考人 それも、非常に小さな会社も

株式会社の中に取り込むことによって、考えるとなかなか難しい問題になつております。

現行法ではもちろん認められていなかつたわけでございますので、これをどうするかということをございますが、会社法では、いろいろ小さな会社が簡易に取締役会を開かなきやならない場面も想定いたしまして、書面決議も認めるということにいたしております。

しかし、これはかなり限定的でございます。まず、定款に定めを置くことが必要でございます。しかも、取締役会の決議の対象になる事項についてそれぞれの取締役が同意をしており、かつ、業務監査権限を有する監査役が設置されていて、それがについて監査役には意見がないという条件があるわけでございます。

つまりは、株主、取締役、監査役、どれも、まあ問題ない、集まつて相談するまでもないということだけこの書面決議が認められるということです。そこで、社会的にほかにいろいろな会議体がございまして、一定の場合には認められておりますが、ここでも非常に限定的ながらそれを認めたというように御理解をいただきたいところでございます。

○柴山委員 ありがとうございます。
さて、いよいよ事前規制から事後責任の強化と

いう、その事後責任についてお話を移していきた
いと思いますが、取締役の責任を今回かなり広範に過失責任化しております。

まず、そういったものは一体どういうものがあ
るのかということについてお伺いしたいと思いま
す。

○寺田政府参考人 現行法においては、二百六十
六条で違法配当ほか四つの類型について取締役の
無過失責任が認められ、法令と定款の違反につ
ての責任、これが過失責任、こういう理解を通常
されております。これに対して、委員会設置会社
においては、違法配当でありますとかあるいは利
益相反行為についての責任は、これは明らかに過
失責任だという明文の規定があるわけでございま
す。

そこで、今回、会社法を整理するに当たって、
この点についてどう調整をするかという問題を検
討したわけでございます。これは、とりわけこの
前の商法の改正における委員会の附帯決議でも、
この点についての調整が必要であるという御意向
が示されていたところでございます。

私どもは、この点について、委員会設置会社に
認められている過失責任というのがむしろ原則と
してはあるべき姿であつて、無過失責任というの
は今の法律の立場からするとやや異例であるとい
うことで、しかも、事の実態を見れば、仮に無過
失責任を過失責任にいたすとしてもそう大きな違
いは出ないんじゃないかなという感じもいたした
ところで、具体的に、分配可能額を超える額の剩
余金を配当した場合の責任その他について、無過
失責任を過失責任に転換させたということで立法
的な解決を図つたわけでございます。

○柴山委員 ただ、我々の従前の理解からする
と、やはり取引主体にとつては、資本の充実とい
うものは、資本を登記している以上、これはやは
り絶対に信頼できるものでなくてはいけないわけ
で、証取法でも、開示書類の虚偽記載、これにつ
いては、市場における民事上の無過失責任、そう
いう制度になつております。

無過失責任、要するに、先ほどディスクロー
ジャーをきちんと確保していくべきだというお話
をされましたけれども、そういう信頼に対する
資本充実というものは担保責任で無過失責任とい
うようにずっと教わってきたということもあります
ので、この点について、特に資本充実との関係で
御説明いただければと思います。

○寺田政府参考人 資本充実の原則は、先ほども
御説明しましたとおり、表示された額の資本を現
実に確保しなければならないという点でございま
す。したがいまして、それについては取締役は、
役員は非常に重たい責任を持つていてるわけでござ
いますので、これについて確保ができなければ、
例えば設立のときはそれは許されないとということ
になるわけでございますけれども、取締役の責任
をどういう形でとるかということは、それとは別
に過失責任化するということに矛盾はないだろう
というふうには考えております。

○柴山委員 一応、次の質問に移らせていただき
ます。

今回、会社役員等についての責任ということ
で、会計監査人の責任、これについて、代表訴訟
の対象となるという仕組みになるとともに、社外
取締役同様の一部免除が認められたわけでありま
す。しかし、会計監査人というのはそもそも会計
書類を自分たちの専門性をもつて監査するという
のが職務なわけですから、社外取締役が会社の外
から取締役の職務を執行するというのとはわけが
違うというように私は思つております。一部免除
というのは理論的におかしいのではないかと思つ
ておりますが、この点いかがでしょうか。

○寺田政府参考人 おっしゃるとおり、会計監査
人の責任の免除について、現行法上は何らの規定
もないわけであります。

これに対しまして、社外取締役の株式会社に対
する責任についてこれは免除する規定がございま
して、しかし、免除するには原則として総株主の
同意を要するということにされております。ま
た、一定の要件を満たす場合には、株主総会の特
別決議等で責任の一部免除が認められるわけであ
ります。

会計監査人の株式会社に対する責任につきまし
て、これは非常に重大な責任でございますし、そ
の地位の社外性ということもござりますので、私
ども、今回、これはいろいろな平仄を考えまし
て、やはり社外取締役の株式会社に対する責任と
いうことと異なるのはおかしいのではないかとい
う結論に至つたわけでございます。したがいま
して、会計監査人の責任についても社外取締役と同
様の一部免除の制度を導入するということにいた
してはいるわけでございます。

なお、この会計監査人の責任の一部免除につ
いて、責任の限度額として確定金額を法定するとい
うことも一つの考え方ではございますが、法律
上、当然に、確定金額に至るまでの責任が限定さ
れるということは必ずしも合理的ではないのでは
ないかということから見送っているところでござ
います。

○柴山委員 必ずしも質問にお答えいただけてい
ないかなと思いますが、時間もございませんの
で、先に進ませていただきたいです。

代表訴訟についてお伺いしたいんですけど、先ほ
ど御質問の中で簡易却下について御説明をいた
だきました。今の制度でも、先ほど局長御自身が
御説明になりましたけれども、訴権濫用による却
下ということもありますし、また、悪意の場合の
担保提供命令、これも可能なわけですから、
従前の制度で、果たして、そういう悪意の株主に
対する制裁というか、濫訴に対しては対応不十分
なんでしょうか。

○寺田政府参考人 おっしゃるとおり、この種の
訴訟、つまり本来の目的に沿わない代表訴訟の利
用については、裁判所の方でさまざまな工夫をさ
れております。訴権の濫用の法理により訴えの却
下をされた例もあるということは先ほど御説明申
し上げました。また、被告側の請求によりまして

担保の提供が命ぜられるという仕組みもあるわけでございます。

しかしながら、訴権の濫用については、これは必ずしも定着している扱いではございません。どういった場合に訴権の濫用になるかということを明示しておくことは一定の合理性があるというようと考えております。

それから、担保の提供命令というのは、これは、悪意の株主が訴訟を提起したことによって取締役自身に損害が生ずる、こういう場面の措置であります。私どもがこの場合に念頭に置いておりますのは、むしろ、取締役ではなくて、会社自体に損害が生ずる、原告の悪意ある訴訟進行によって会社がお金を原告に払わなきやならない、無理やりでですね、そういう事態を原告がねらつて訴訟をしてくるというようなところを念頭に置いてあるわけでござりますので、担保提供等によっては対応できないのではないかなどということで、あえてこのような仕組みを今回御提案しているところでございます。

○柴山委員 ありがとうございます。

大分時間がなくなつてしまひましたので、株式の問題に移りたいと思います。

このたび、譲渡制限会社におきまして、株式の相続の扱いなんですが、相続というのは、いわば親の地位に取つてかわる、包括承継であるということになつていて、株式会社が相続人から株式を取得できるという制度に改められているわけですが、これは一体どのような趣旨に基づくものなんでしょうか。

○寺田政府参考人 おつしやるとおり、相続は包括承継でありますて、財産の承継という観点からいたしますと、全く同一人が財産を持つている状況と変わらないというのが法律上の原則でございます。

しかし、組織上を考えてみると、相続人が被相続人の地位にそのまま成りかわるということが必ずしも適当でない場合もありまして、株式の譲渡制限制度が置かれている株式会社において相続

が生じた場合もその一つでございます。

この譲渡制限制度というのは、形の上で一般承継という財産承継の形が認められている場合であります。あつても、会社にとつて必ずしも適当でない方がありますのは、むしろ、取締役ではなくて、会社自体に損害が生ずる、原告の悪意ある訴訟進行によつて会社がお金を原告に払わなきやならない、無理やりでですね、そういう事態を原告がねらつて訴訟をしてくるというようなところを念頭に置いてあるわけでござりますので、担保提供等によっては対応できないのではないかなどということで、あえてこのような仕組みを今回御提案しているところでございます。

そこで、今度の会社法では、定款の定めによりまして、相続その他の一般承継により株式を取得した者に対して株式会社の側から売り渡しを請求することができます。

○柴山委員 ありがとうございます。

株式の問題として最近よく議論になつてゐるのは株式分割の問題でして、平成十三年に商法改正で一株当たりの純資産額規制、五万円を下回つてはならないという規制が廃止されてから、大分盛んに無償交付、分割等々が行われるようになつてきました。

ただ、最近は、これが鍊金術に使われているんじゃないかと。実際に株券が手元に届くまで売買ができるないということで需給バランスが崩れるとか、あとは、小口になればそれは投資対象としての魅力が増すというような形で、鍊金術に使われているんじゃないかといふ批判があるんですが、これに対しても何か会社法上の手立てというものは講じられているんでしようか。

○寺田政府参考人 これは基本的には株式の流通上での問題で、市場の問題もございますので、いろいろ市場のルールでもつての工夫というのも一つあります。

しかし、組織上を考えてみると、相続人が被相続人の地位にそのまま成りかわるということが必ずしも適当でない場合もありまして、株式の譲渡制限制度が置かれている株式会社において相続

常国会で成立いたしました株式等の取引に係る決済の合理化を図るために社債等の振替に関する法律等の一部改正法によりまして、上場会社は、株券を出さない、不発行会社になるということが可能になつたわけでございます。

こうなりますと、株券の交付なしで株式を譲渡する事が可能になりますので、おつしやるような株式の譲渡があるのにもかかわらず株券の交付がないためにさまざまな弊害が出るということはなくなるわけでございます。会社法案もこのことを前提にいたしておりますが、ただ、今申し上げた法律の施行は、公布の日の五年以内の政令で定める日というふうになつておりますので、平成十六年の六月から五年さらに先ということになりますから、今から四年少し先ということになります。

もう一つは、現行法においても株券の保有法がございます。十六年の六月から五年さらに先までございまして、株式の取引をすることがこれは可能でございます。

これについて、原理的といいますか、法律の制度の上では、預託株券について、株券が発行されない段階でも株式の取引をすることがこれは可能でございます。ただ、保有の制度の運用に当たつておられる側面から申し上げると、運用者の方で、新株券が発行されるまでは株式の譲渡をしないという扱いを現在はされておられるようでございます。しかしながら、今のような問題もあるので、保有機関や株券の保護預かりを行つておられる証券会社の皆さんを中心にもう少しこの点の運用が改善できないかということで御相談なさつておられるというふうに私どもは承知しております。

○寺田政府参考人 一言で申し上げますと、合併というのは組織変更の当事者の合意による出来事でありまして、買収が敵対的であるかどうかであるにせよ、どういうふうに成功するか成功しないかというのは、これはそれに至る前の企業の株式の取得の問題でございまして、両者は直接的な関係はないというふうに理解をいたしております。

○柴山委員 簡潔な御答弁ありがとうございます。

ただ、会社の過半数の支配権を持った場合に取締役の解任決議ができるようになります。従前は特別決議によらざれば取締役の解任といふのはできなかつたんですが、そういう意味では、経営陣の交代といふことがより容易になつたという側面は否定できないと思うんですが、この点、いかがでしよう。

○寺田政府参考人 おつしやるとおり、取締役の解任には特別決議が現行法では必要だつたのを、ガバナンス強化の観点から、解任の要件を原則として普通決議に引き下げたわけでございます。つまりは、三分の二でない二分の一をとつても取締役をとれないということはやはり原則として適当でないという判断でございます。

しかし、会社のあり方は会社自身がお決めなることでございますので、これは定款でそういう

消滅する会社に与えることによつて三角合併をす

るというのが今御説明のあつたいわゆる三角合併でございますが、これは、アメリカ合衆国において、ほぼすべての州が認めているところでございます。ただ、ヨーロッパではこのような形での合併は法制上は認められておらないようでございます。

要件でないようには定めることもできるわけでござります。具体的には、もちろん特別決議に改めることが可能ですし、さらに、特殊決議等の厳しい要件を課することも法律上は可能ということになります。

○柴山委員 そういう懸念がある一方で、先ほど小泉総理の対日投資促進のお話もありましたけれども、こうした対日投資を促進していくことが日本企業の活性化につながっていくというお話をあわせて、この点、経済産業省はどのようにお考えでしょうか。

○栗山政府参考人 一般論として申し上げますけれども、今先生御指摘のとおり、対日直接投資の促進を図るということは、新しい技術とか経営ノウハウの導入、あるいは雇用の維持確保、あるいは消費者利益の増大といったようなことに資するということでおざいますので、我が国の経済活性化の動きになるものと認識をしております。

ただ、他方、こういう外国からの投資を促進するということといいましても、守るべき我が国のお安全を損なうとか、そういうようなおそれのあるべき事態になるものと認識をしております。経済産業省といたしましても、このような認識のもとで安全保障上の必要な措置等に万全を期すということを十分確保いたしました上で、引き続き対日直接投資の促進に努めてまいりたいと思っております。

○柴山委員 また、今日本企業はやはり、先ほどの御質問にもあつたのですが、これは経済産業省の企業価値研究会でよく御検討されていると思うのですが、不當に低くしか評価されていないんじゃないかという実態があると思うんです。その実態についてどういうふうに把握されているか、お聞かせいただきたいと思います。また、その理由についても御見解を伺いたいと思います。

○舟木政府参考人 日米の株価の時価総額の御質

問でござります。

これは、日米の株価の時価総額は網羅的に把握するということはできないわけでございますが、例えば、日本の東証一部上場企業の時価総額とアメリカ・ニューヨーク証券取引所上場企業の時価総額を二〇〇四年八月時点と、東証は三兆ドル程度、ニューヨーク証券取引所は十二兆ドル程度ということになっております。

どういう要因でこういうことになったのかといふ御質問でございますが、株価の水準は、経済産業省としましても、その水準自体についてコメントすることはできないわけでございます。いずれにしましても、いろいろな要因によりこういう現実になつてているわけですが、企業がみずから価値を向上するための経営努力を引き続き行っていくことによつて、日本企業の株価が上昇していくことを期待したいと考えております。

○柴山委員 一般的には、利益配当が非常に少ないと、あるいは経営の透明性、予測可能性というものが欠けるということが要因として指摘されていると思います。

今申し上げたような守るべきか開くべきかといふはざまの中で、今回の会社法の改正で買収防衛策というものがとられていると思うんですが、これが本当に適切、有効なものなのかどうかという点について、どういう買収防衛策がとられているのかとともに簡潔に御説明いただきたいと思います。

○寺田政府参考人 おつしやるとおり、買収防衛策 자체は企業でいろいろお考えになることでございます。

極端に申し上げると、株価を上げることあるいは下げる自体が買収防衛策になる場合もございます。そういうことは別に、普通に言われておりますボイズンビルですとか黄金株だとか言われるものがございます。これは、ボイズンビルでいいますと、強制転換条項つき株式あるいは新株

予約権を利用した防衛策でございますし、黄金株は、種類株と譲渡制限というものを利用した防衛策でございます。

このうち黄金株について、わかりやすいので申上げますと、黄金株は、例えば一定の会社の重要な事項についてほかの株とは違った権限を持つ株式ということになるわけでございます。具体的には、例えば合併をするときに、その合併は許さないというようなことを、この株式を持ついる人だけがそういう権限を持つ、そういうような形での株でございますけれども、こういう株といふものを持つということは現行法上も許されることはあります。しかし、だれにでも手に渡るということがありますと、防衛策としては少し不十分なものだというふうに理解はされているわけであります。

それを、会社法によりまして譲渡制限と種類株といふのを組み合わせることができるということがありますと、これは甚だ強い効力を持つわけありますので、そういうことが会社法のもとでとれるようになるということは、それなりの有効性は防衛策としては高まる、そういう余地を与えるわけであります。

ただ、そういうのを実際に利用されるかどうかということは、これはボイズンビルが毒薬ということで呼ばれていることからもおわかりになりますとおり、今さまざま副作用があるわけであります。そのまま第三者チェックというお話をありました、マーケットによる淘汰というお話をありました、ほかに何か過剰防衛に対するチェック、考え方になりますでしょうか。

○寺田政府参考人 これは、今委員も御説明の中で引用されました事件については、裁判所がその有効無効を判断になつたわけであります。その際に、株主への影響その他を考えまして、現在の特に不公平な有利発行等の枠組みを利用して、その枠内で違法と判断されたわけであります。そのような裁判所によるチェックというのも一つ考えられるわけであります。

そもそもは、何といいましても株主を中心としたまま会社の経営機構の中でそういうことの健全性が判断されるというのが第一のポイントではないかと思いますので、会社の関係者の皆様にたします会社の経営機構の中ではそういうことの健全性が判断されるというものが第一のポイントではあります。そもそも、こういったこととの実際の機能については、経済産業省の方と御協力して十分に御説明した上でおとりいただく必要があるんじゃないかなというふうに思つていろいろところでございます。

○柴山委員 最後の質問です。

企業価値、これにおいて、従業員あるいはス

分に開示されるかどうかというマーケットに対する発信、そういうことを組み合わせてガイドラインを設けようというような方向で御検討になつておられると承知しております。

私どもも、そういうことの努力と相まって、今回の会社法の整備とともに、企業の防衛策というのは進化していくだろうというふうには考えておられます。

ステークホルダー、そういうもののをどのように考えて、それらの利益も保護していかなくてはいけないのかということが、私はこれから新しいテーマとして問われていくべきではないかなと思っておりますので、そのあたり、経済産業省の方で何かお考えがあれば。

○舟木政府参考人 従業員や取引先、地域といつたいわゆるステークホルダーに関しての御質問でございます。

企業価値、これは会社 자체の持つ利益の総体であろうかと思いますが、これを長期的に高めていくためには、やはり従業員、取引先、地域といったステークホルダーと良好な協力関係を確立するということが不可欠であろうというふうに考えております。

したがいまして、例えば、買収者が、ステークホルダーの利益をいたずらに犠牲にして、株主への配当だけをふやすような提案は、これは企業価値を損なうものであるというふうに我々考えておりまして、長期的な株価向上にもマイナスとなる場合もあると考えておるところでございます。

いずれにしましても、企業価値を考えます上で、ステークホルダーの利益を無視して判断をすることはできないと考えております。極めて重要なファクターであろうというふうに考えておるところでございます。

○柴山委員 これから課題として制度設計を私も一緒に考えていくたいと思いますので、どうか皆様方、格段の御支持、御支援のほどよろしくお願い申し上げます。

長時間にわたりまして失礼いたしました。どうもありがとうございました。

○塩崎委員長 次回は、来る十九日火曜日午後二時三十分理事会、午後二時四十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時散会

平成十七年四月二十七日印刷

平成十七年四月二十八日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

B